



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	万暦封倭考（その一）：万暦二十二年五月の「封貢」中止をめぐって
Author(s)	三木，聰
Citation	北海道大学文学研究科紀要，109，41-100
Issue Date	2003-02-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34037
Type	departmental bulletin paper
File Information	109_PR41-100.pdf



万暦封倭考（その二）

——万暦二十二年五月の「封貢」中止をめぐる——

三 木

聰

はじめに

一 封貢問題の経緯

二 万暦二十二年三月の九卿・科道會議

三 万暦二十二年四月の九卿・科道會議と諸龍光疑獄事件

(i) 四月二十八日の九卿・科道會議

(ii) 諸龍光疑獄事件

四 万暦二十二年五月における「封貢」中止の決定

おわりに

はじめに

明末の万曆二十年（一五九二）に始まる豊臣秀吉の朝鮮侵略に対して、特に同二十一年（一五九三）四月以降、明と日本との間で和議が模索された。対日講和交渉の過程で明朝中央政府はどのような政策的対応を行ったのであろうか。小稿は、当該期の講和をめぐる、特に〈封貢問題〉に関する明朝側の政策決定過程の分析・解明を目指したものである。⁽¹⁾

所謂〈封貢問題〉とは、秀吉を「日本国王」に冊封して日本の朝貢を認めるか否か、という明朝中央の政策論争を指しているが、万曆帝の厚い信任のもとで対日講和を総攬した兵部尚書石星⁽²⁾をはじめ、朝鮮における対日交渉に関わった経略宋応昌⁽³⁾、その後任の総督顧養謙⁽⁴⁾、提督李如松、および遊撃沈惟敬等の「封貢」推進の動きに対して、科道官を中心とする中央官僚の圧倒的多数は「封貢」反対派であった。〈封貢問題〉は最終的には、万曆二十二年（一五九四）十月、万曆帝の上諭によって秀吉の冊封のみを認めるといふ、きわめて変則的な「封倭」政策として決着し、翌年の正月には、李宗城を正使とする冊封使節が日本へ正式に派遣されたのである。しかしながら、その後、万曆二十四年（一五九六）四月以降、李宗城の「釜山倭營」からの逃亡にともなう混乱の事態を経て、副使楊方亨を改めて正使とする冊封使節が渡日した後、同年九月、大坂城で日明間の講和が決裂したことは周知の通りである。但し、小稿は、表題に「その一」とあるように、万曆二十二年（一五九四）五月までの動向を、すなわち所謂〈文祿の役〉の前半の時期を扱っているにすぎず、万曆二十四年（一五九六）を中心とする後半については「その二」で検討する予定である。

後に詳述するように、万曆二十二年（一五九四）五月には、〈封貢問題〉をめぐる一つの政策決定——この段階において一時、日本に対する「封貢」を中止するというもの——が行われていたのであり、その過程において、従来、五月一日の開催とされる九卿・科道會議が重要な役割を果たしていたのである。

〈封貢問題〉については、これまで多くの論者によって言及されているが、なかでも一九九四年の小野和子氏の研究は、明末における東林党形成史、或いは冊封と国防との関連という視角から、当該問題をめぐる「政争」を具体的な政治過程の中で分析したものであり、小稿が対象とする時期の基本的な史実は、小野氏によってほぼ解明されているといえよう。⁽⁶⁾ただ、小稿が直接的に問題とする万曆二十二年（一五九四）五月の「封貢」中止という政策決定が、どのような政治的要因によってもたらされたのか、という点については、いまだ十分な考察がなされていないように思われる。

ところが、近年、邊土名朝有氏は、当該の政策決定に関して、九卿・科道會議を「最終審議機関」と看做すとともに、「万曆二十二年五月戊寅」の「九卿科道官會議において、秀吉の冊封案件は否決され、神宗もそれに基づいていちおう裁決せざるをえなかった」と指摘されたのである。⁽⁷⁾しかしながら、邊土名氏の見解は、この時期の政治過程に対する細やかな分析に缺けるものであり、また、九卿・科道會議に対する理解も、通説の内容とは異なるものだといえよう。ここでは、取りあえず、張治安・王興亜氏の研究に依拠して、九卿・科道會議の基本的な内容について簡単に触れておきたい。⁽⁸⁾

九卿・科道會議は、一般には「廷議」といわれる中央の會議を指しているが、その取り扱う議題は「立君・継嗣・建都・封爵・官制置廢・民政興革・河道・漕運・辺政・国防」等、国政の重要問題に関わるものであり、明末の段階

万曆封倭考（その二）

で廷議を主宰する人物は、基本的には、当該の議題に直接的に関連する六部の尚書であった。廷議を構成する人員は六部・都察院・通政司・大理寺の堂上官および六科・十三道の掌印官——すなわち九卿と科道官——のみではなく、⁽⁹⁾多い場合には「議者百餘人」もの中央官僚が廷議に参加したという。廷議が開催される場所としては、紫禁城の午門の東南に位置する闕左門——「東閣」或いは「東闕」——が一般的であった。さらに、廷議の性格について、王興亜氏は「政策の水準を高める上で一定の積極的な役割を果たした」が、当然のように最終的な決裁権は皇帝が掌握しており、廷議の「施策決定における役割は大きな制限を受けていた」と指摘されているのである。⁽¹⁰⁾

以下、小稿では、対日〈封貢問題〉をめぐって万曆二十二年（一五九四）の前半期に開催された二回の九卿・科道会議の分析を中心に、同年五月の政策決定へと至る具体的な政治過程について考察を加えることにしたい。

一 封貢問題の経緯

万曆二十年（一五九二）四月十三日に釜山浦から上陸した日本軍は、同年五月三日には朝鮮の首都漢城を、六月十五日には平壤を陥落させたが、万曆二十一年（一五九三）正月における平壤および碧蹄館の戦いの後、朝鮮救援のために派遣された明軍との間で、事実上の停戦協定を結んだ。そして、同年四月以降、明朝側の経略宋応昌と日本側の第一軍を率いた小西行長との間で講和のための交渉が本格化したのである。

万曆二十一年（一五九三）四月、宋応昌によって「倭酋は過ちを悔い、哀れみを乞うて貢を求めている」という状況が伝えられて以降、〈封貢問題〉は明朝中央にとって的確な対応を迫られる焦眉の課題となったのである。その間、

宋応昌によって派遣された〈偽りの明使節〉が渡日したとき、同年六月二十八日に秀吉によって提示されたのが七カ条の所謂〈大明日本和平条件〉⁽¹²⁾であった。特に、第一条の明皇女の日本への降嫁、および第二条の勘合貿易再開の要求は、後に明朝中央に侃々諤々たる議論を惹起し、「封貢」論争を激化させる要因となったものであるが、この段階では事柄自体が明朝中央に対して隠蔽されたのであった。因みに、後述するように、前者は「和親」或いは「和婚」と称されるものであり、後者はまさしく「朝貢」と関連するものであった。

ここでは、まず、明朝中央の〈封貢問題〉をめぐる対応を、万暦二十一年（一五九三）四月から同二十二年（一五九四）五月までの間に出された万暦帝の上諭の内容を中心に見ていくことにしたい。ここで提示する史料は、『朝鮮王朝宣祖実録』巻五六、宣祖二十七年（一五九四）十月甲寅（十日）条に引かれた、万暦二十二年（一五九四）九月十五日附の兵部尚書石星の「具題」である。⁽¹³⁾

前述の万暦二十一年（一五九三）四月の宋応昌の掲帖（「為倭衆畏威、悔罪乞哀、願歸本国通貢等事」）を承けた兵部の題奏に対する万暦帝の「聖旨」には、

狡夷変詐多端、非可深信。你部裏便馬上差人、伝与経略等官、務要審察夷情。如果聴命帰巢、只与明立約束、永無別生事端、侵掠隣境、即同外臣。何必更以通貢為信。

狡夷は変詐多端であり、深く信用することはできない。爾の部では早急に人を派遣して、経略等の官に伝え、夷情を審察するように務めさせよ。もし命を聴いて帰巢したならば、ただ明確に取り決めるを行うことを許し、永久に別の事端を生ぜず、隣境を侵略しなければ、即ち外臣と同じである。どうしてさらに通貢することで誠意を示す必要があるのか。

とあって、日本は「変詐多端」で信用できないと書かれており、また、同年五月の兵科都給事中許弘綱の題奏（「為興

師暴露日久、狡寇歸国無期等事」）⁽¹⁴⁾ 対しても、

這倭奴通貢事情、前有旨不得輕許。

この倭奴の「要求している」通貢の事情については、先に「軽々しく許してはならない」という旨を出している。

とあり、日本の要求する「通貢」については、すでに「不得輕許」という上諭が出されていたのである。この段階における明朝の方針は、まさに日本の「封貢」を認めないというものだったのである。ここでは取りあえず、こうした方針を「不許封貢」路線と呼ぶことにしたい。

ところが、同年九月の段階に至ると、明朝中央の方針は「不許封貢」路線から大きく転換することになる。『朝鮮王朝宣祖実録』は続けて、(a) 朝鮮経略宋応昌の題奏（「為申明始末講貢之說、並陳計処倭情之機等事」）、および(b) 兵部尚書石星の上奏（「為衰病愈甚、枢務難勝等事」）に対する「聖旨」を載せているが、それは次のような内容であった。

(a) 倭奴原無内犯、非我叛臣。今既称畏威悔罪、朕以大信受降、豈追既往。但彼遠夷、尚未知中国法嚴、豈有兵留近地、未見輸服真情、便可輕許之理。你部裏還作速伝諭宋応昌、一意嚴兵防守、勒令尽数帰巢之後、許其上表称臣請封、永為属国。仍遵旨不許入貢、以防内地奸民、勾引生變、有乖朝廷威懷遠人、不貴異物之意。

倭奴はもともと内犯しておらず、我が叛臣ではない。今、既に「威を畏れ罪を悔いている」と称しているのだから、朕は大いなる誠意を以て降伏を受け入れ、どうして既往「の罪」を追及などしようか。但し彼の遠夷は、なお中国の法の厳しさを知らないのであるから、どうして兵を近いところに駐留させて、輸服の真情を表していないのに、軽々しく「封貢を」許すことのできる道理など有ろうか。爾の部ではやはり早急に宋応昌に伝えて、ひたすら兵に厳しく防守を行わせ、「倭奴に」数を尽くして帰巢させた後に、その表文を上せて臣と称し、封を願ひ出て、永久に属国となることを許す。やはり「先の」旨に遵って入貢することは許さず、それによって内

地の奸民が、「倭奴を」引き入れて事件を起こし、「朝廷は遠人を威懷し、異物を貴ばない」という考えに乖るのを防ぐようにせよ。
(b) 中国之馭夷狄、来則不拒、去則不追、服則羈縻、乃千古不易之理。昨有旨、待倭奴尽数帰巢、因取有称臣服罪、永無侵犯表文、許封不許貢。朕自定計、何畏多言。

中国の夷狄を取する方法は、来るものは拒まず、去るものは追わず、服すれば羈縻するというものであり、これはすなわち千古不易の理である。先ごろ旨を出し、倭奴が数を尽くして帰巢するのを待つて、「臣と称して罪に服し、永久に侵犯しない」という表文を取り、封は許すが貢は許さないことにした。朕が自ら計を定めたのであり、どうして多言を畏れることがあろうか。

(a) において万暦帝は、日本の降伏を受け入れて「既往」を追及しないと述べるとともに、朝鮮からの全面撤退（「尽数帰巢」という条件付きながら、表文によって冊封を請願することを容認している）のである。但し、ここでは冊封は認めるものの、朝貢（「入貢」）は依然として認めないというものであった。⁽¹⁵⁾ この方針は、(b)では「許封不許貢」という表現になっており、同時に万暦帝は自らが決定したことだと明言しているのである。まさしく科道官を中心とする反「封貢」派の議論（「多言」）を前提としての言説だと思われる。⁽¹⁶⁾ この九月段階における新たな方針を、ここでは「許封不許貢」路線と呼ぶことにしたい。

ところで、明朝中央の「不許封貢」から「許封不許貢」への路線変更には、日本に対する明朝独自の講和条件が附随していた。同じく九月段階の、南京吏科給事中陳容諄の題奏（「為島夷復逞、東事可憂等事」）を承けた兵部の「覆議」では、次のような提案がなされており、万暦帝の上諭はそれを「是」としたのである。

即如議封一節、必令行長尽数帰巢、必令不得因封求貢、必令不復侵犯朝鮮。三者尽能聽命、則代為奏請、表文至日、臣等仍將一応事宜、題請府部科道議聽宸斷。數者有一之未從、即從而尚涉支吾、將貽後患、則明白声言罷之、

万曆封倭考（その二）

不得再議。

即ち議封の一件については、必ず「小西」行長に数を尽くして帰巢させ、必ず封によって貢を求めないようにさせ、必ず再び朝鮮を侵犯しないようにさせる。三つのことについて、「日本が」尽く命を聴いたならば、代わりに奏請を行い、表文が至った日に、臣等はやはり一応の事宜について、「五」府・「六」部・科道の會議を題請し、宸断を仰ぐこととする。数あるうちの一つでも従わず、たとい従ったとしても、なお誤魔化そうとして、後の禍をもたらすようなことがあれば、「これを罷める」と声明し、再び「冊封を」提議することはない。

すなわち、冊封を認める条件として、第一に、日本軍の朝鮮からの全面撤退、第二に、冊封のほかに朝貢を要求しないこと、第三に、二度と朝鮮を侵略しないこと、が挙げられており、この三条件を受諾することが日本に求められたのであった。後日、日本側の〈偽りの降伏使節〉⁽¹⁷⁾内藤如安（「小西飛」）が来京したとき——万曆二十二年（一五九四）十二月——に提示されたのがこの〈講和三条件〉であり、それはまた、秀吉冊封のために正使楊方亨が持参した万曆帝の「勅諭」にも明記されていたものである。⁽¹⁸⁾

以上のように、明朝中央の対日方針は、万曆二十一年（一五九三）の四・五月段階における〈不許封貢〉路線から九月段階には〈許封不許貢〉路線へ転換したのであったが、その後、翌年二月の総督顧養謙の題奏（「為恭報倭情、以慰聖懷事」）に対する「聖旨」には、

倭使来、便当坦然受之、面与約束、請封之外、如有別項要求、即時拒絕。大威大信、豈不両全。

倭使が来たならば、まさに平然と受け入れ、直に取り決めを行い、封を願うほかに、もし別項の要求があれば、即時拒絕する。「そうすれば明朝の」威厳も誠意も、どうして両方とも全うできないことがあろうか。

とあり、「倭使」（＝内藤如安）が冊封以外を要求した場合には、断固、講和を拒否することが確認されているのである。

さて、『朝鮮王朝宣祖実録』の当該記事は、最後に、万曆二十二年（一五九四）四月から五月にかけて三件の上諭を引用している。それぞれ、(a)は、総督顧養謙の題奏（「為懇乞聖明早決倭酋封貢等事」）によつて開かれた「会議」——まさしく問題の九卿・科道会議——の報告ともいへべき兵部の「議覆」、(b)は、顧養謙の掲帖（「為塘報倭情事」）を承けた兵部の「具題」、そして(c)は、同じく顧養謙の題奏（「為東事失策、救弊無能事」）に対する「聖旨」である。

(a)朝廷降勅、事体重大、且未可輕擬。還行与顧、一面諭令倭衆帰島、一面將倭使齎來表文、驗其真情与否。如果夷情真心帰化、表文是実、即与奏請候旨処分。

朝廷が勅諭を降すことは、事柄が重大であり、軽々しく諮ることはできない。やはり顧「養謙」に命じて、一面では倭衆を諭して帰島させ、一面では倭使に表文を持参させ、それが真情であるか否かを調べさせる。もし夷情が真心から帰化を望んでおり、表文が本物であれば、ただちに奏請を許し、処分決定の旨を待つようにさせる。

(b)屢有旨、主張許封不許貢、正為倭情未定。朝廷先示大信、使曲在彼、方可隨機操縱。……若果一面請封、一面抄掠、便可明諭倭使、以大義絶之。此乃奉行明旨、原不因議論遷就。

屢々、旨を出し、封は許すが貢は許さないことを主張してきたが、まさに倭情によつて未だ定まっていけない。朝廷が先に誠意を示し、曲が相手に在るようにさせれば、はじめて随時に操縦することができよう。……もし一面で封を請い、一面で抄掠を行うのであれば、はっきりと倭使に諭し、大義によつてこれを絶つべきである。これは明旨を奉行することであり、もとより議論を原因として迎合したものではない。

万曆封倭考（その二）

(c) 覽奏。這封貢都着罷了。

上奏を覽た。今回の封貢はすべて罷めさせることにした。

(a)と(b)とでは、まだ最終的な判断に至っていないが、五月に出された(c)では、明白に「封貢」の中止という裁定がなされているのである。⁽¹⁹⁾この間の事情については、後に詳述することにした。

万曆二十一年（一五九三）四月から翌年五月にかけて、明朝中央政府の〈封貢問題〉への対応は、まさに紆余曲折を経るとでもいうべきものであり、当初の〈不許封貢〉から〈許封不許貢〉へと万曆二十一年（一五九四）九月段階に大きく路線を転換したにも拘わらず、翌年五月には再び〈不許封貢〉路線に戻って「封貢」を中止するという政策決定がなされたのであった。しかしながら、この時点においても最終決定には至らなかったものであり、二転三転した〈封貢問題〉は、同年十月に再度、「封倭」政策を認めるというかたちで決着を見たのである。

二 万曆二十二年三月の九卿・科道會議

上述のように、万曆二十一年（一五九三）九月の段階において、日本に対する〈許封不許貢〉路線が採択されたのであったが、十二月には、それまで講和交渉の責任者であった経略宋応昌に替わって、顧養謙が朝鮮問題担当の総督薊遼として遼東（遼陽）へ派遣されたのであった。⁽²⁰⁾

その後、万曆二十二年（一五九四）二月に至って、〈封貢問題〉は新たな局面を迎えることになる。それまで隠蔽されてきた日本の講和条件、すなわち〈大明日本和平条件〉に関する新たな情報が明朝中央にもたらされ、日本側の「和

親」の要求が暴露されたからである。その情報をもたらしたのは、燕行使（謝恩使）として来京した朝鮮の高官金暉であつた。⁽²¹⁾

『明神宗実録』卷二七〇、万曆二十二年（一五九四）二月戊寅（二十九日）条は、礼部郎中何喬遠の上奏として、次のように記されている。

礼部郎中何喬遠奏、朝鮮陪臣金暉等涕言、倭夷猖獗、李如松既与講和、抑勒朝鮮、任其殺戮。束手受刃者、六万余人。倭語悖慢無礼。沈惟敬与倭講和、皆云和親、輒曰乞降悔罪。臣謹将万曆十九年中国被掠人許儀後、所寄内地書、主事洪啓睿面審金暉情節、倭夷答副總兵劉綎書、及歷来入寇処置之宜進覽、乞特勅亟止封貢。

礼部郎中何喬遠は「次のように」上奏した。朝鮮の陪臣金暉等は涕ながらに「次のように」言っている。「倭夷は猖獗しているが、李如松は既に講和を許し、朝鮮を抑えつけて、その殺戮に任せている。手を拱いて殺された者は、六万余人にものぼる。倭語は傲慢かつ無礼である。沈惟敬は倭と講和を行い、みな「和親」と云っているが、「沈惟敬は」すなわち「降伏を乞い罪を悔いる」ことだと言っている」と。臣は謹んで万曆十九年の中国被虜人許儀後が内地に寄せた書、主事洪啓睿が金暉を直に審問した情節、倭夷が副總兵劉綎に答えた書、および歴代の入寇処置の方策を進覧したい。どうか特に勅旨によつて亟かに封貢を止めるようにして頂きたい、と。

末尾に見られるように、何喬遠はただちに「封貢」を止めるように上請しているが、ここでは金暉が訴え出た内容として、沈惟敬の進める講和交渉の過程で「和親」が取り沙汰されていることがはじめて公然と指摘されている点に注目する必要がある。但し、沈惟敬は「和親」を「乞降悔罪」のことだと強辯しているという。また、何喬遠は、秀吉の「証明」情報を最初に明朝側にもたらした許儀後の万曆十九年（一五九二）の書簡等を、「封貢」中止を主張するための論拠として、万曆帝の〈御覽〉に供したのであつた。⁽²²⁾

ところで、この何喬遠の上奏は、その全文——万曆帝の上諭をも含めて——が自身の文集『鏡山全集』卷二二、奏疏に、「請止倭夷封貢疏」として収録されている。些か長文ではあるが、節略したものをここに提示することにした。及東夷封貢、大関国家利害、在廷諸臣、先後無慮数十章。近日寺臣万自約、科臣孫羽侯・田大益、台臣黄一龍、皆剴切正当。然自廷論東封以来、皇上不過曰兵部知道而已。又其要者、則曰兵部看了來說而已。未聞発有手詔、詰問當事大臣、倭可封不可封之状。豈諸臣之疏、連篇累牘、皇上万機之煩、無暇詳察歟。抑皇上以當事大臣、皆憂国奉公可信、心委之歟。抑謂辺士將吏、皆以実情入報、不敢説謊歟。臣昨見、朝鮮陪臣刑曹判書金粹等、捧表謝恩、安歇会同館。提督二館主事臣啓睿、覲面訳審、陪臣叩首流涕具言、倭夷慘酷猖獗。李如松既与講和之後、抑勒朝鮮、任其殺戮。朝鮮束手受刃、死者六万余人。倭夷言語、諄諄天朝、不一而足。奸民沈惟敬、所与講好者、皆以和親為名、中間尚有道路所不忍聞者、而輒粧点、曰乞降、曰悔罪。……臣因而簡得、万曆十九年、中国被掠人許儀後、自倭国寄書内地、預説今日事機、合如契券。内中所云、関白設計、欲直取北京、称帝大唐。善行金反間、詐和假降、以破敵国、等語。読之可謂寒心。今拳朝之人皆知之、独以市井瑣碎之言、不敢塵浼天聰。君門九重、何絲洞燭。臣所以謂、皇上不復問東事顛末者、良繇諸臣連篇累牘、皇上未及詳察、以致當事因而敢於矯誣、辺吏因而敢於説謊也。臣今將許儀後書信、并主事臣啓睿、面審朝鮮情節、及倭夷所答總兵劉綎書、与歷來入寇、先朝所以処置之宜抄略、上進皇上。儻垂一刻之覽、將前後情詞、互相比照、則倭之果為真降、果為可封、不待臣言、自然明白。伏乞皇上從中特降勅旨、亟止封貢之議、依高皇帝故事、却其表文、止勅兵部、一意防守、令経略・總兵、量行揀援朝鮮之策。則何威不奪、何人不懼、何奸民敢愚弄、何當事敢推諉。若一下兵部、便成故紙、万無揀正之機。天下者皇上之天下、亦高皇帝所伝皇上之天下。惟皇上熟計深慮、臣不勝迫切祈懇之至。奉聖旨、兵部

知道。

東夷の封貢については、大いに国家の利害に係り、在廷の諸臣には、この間、無慮数十の上奏がある。近日では寺臣の万自約、科臣の孫羽侯・田大益、台臣の黄一龍「の上奏」などは、みな適切で正当なものである。然れども、朝廷で東封が論じられて以来、皇上は「兵部、知道せよ」と言うに過ぎない。それは要するに「兵部は見て來說せよ」と言っているだけである。手ずから詔を発して、担当大臣に、倭を封ずるべきか封ずるべきでないかを詰問したとは未だ聞いたことがない。どうして、諸臣の上奏が、連篇累牘にのぼり、皇上としての万機の煩わしさのために、詳察する暇がないということがあろうか。そもそも皇上は、担当大臣がみな国を憂えて公を奉じており、信頼できると考えて、心からこれに委任しているというのであろうか。そもそも辺士・将吏は、みな実情を報告しており、敢えて虚偽を言うことはないと思つてるのであろうか。臣が先ごろ見たところでは、朝鮮の陪臣で刑曹判書の金陞等は、表文を捧げて御恩に謝し、会同館に休んでいる。提督二館主事の臣「洪」啓睿は、直に訳審を行ったが、陪臣は頭を垂れ、涕を流しながら具さに言つた。「倭夷は残酷にも猖獗している。李如松は既に講和を許した後、朝鮮を抑えつけ、その殺戮に任せている。朝鮮では「人々が」手を掛けて殺されており、死者は六万餘人にもものぼる。倭夷の言語が、天朝を侮辱すること、一つや二つではない。奸民沈惟敬が関わっている講和では、みな「和親」と言っているが、中にはなお道で聞くに忍びないものがある。それなのに粉飾して「降伏を乞う」と言い、「罪を悔いる」と言っている」と。……臣が困つて調べたところ、万曆十九年の中国被虜人許儀後が、倭国から書を内地に寄せ、今日の事態を予測しているが、合致すること契券の如きものである。内に云うところでは「関白は計略を設けて、直に北京を取り、大唐の皇帝になろうと望んでいる。よく買収や謀略を行い、和議を騙り降伏と偽つて、敵国を破っている」などとある。これを読むと、心がぞつとするものだといえよう。今、朝廷中の人は、みな知つているが、ただ市井の煩瑣な言で、敢えて天聰を汚すことをしないだけである。君門が九重にもなれば、何によつて洞察することができよう。臣は故に思う、皇上が東事の顛末を問わないのは、諸臣「の

万曆封倭考（その一）

上奏」が連篇累牘にもなるために、未だ詳察できないことによるのであり、そのために担当者は敢えて欺瞞を働き、辺吏は敢えて虚偽を報告するのだ、と。臣は今、許儀後の書信、並びに主事臣啓睿が直に朝鮮「の陪臣」を審問した情節、および倭夷が総兵劉綎に答えた書、さらには歴代の入寇に対して、先朝が処置した方策を書き出して、皇上に進呈する。もし一刻でも御覧になり、前後の事情を、相互に対照すれば、倭が果たして真に降伏するのか、果たして封ずるべきであるのかは、臣の言を待たずとも、自ずから明白であろう。どうか皇上には中より特に勅旨を降し、亟かに封貢の議を止め、高皇帝の故事に倣って、その表文を却け、ただ兵部に勅して、ひとえに防守を命じ、経略・総兵には、朝鮮救援の方策を図るようにさせて頂きたい。「そうすれば」どのような威勢も奪わず、どのような人も畏れず、どのような奸民も敢えて愚弄し、どのような担当者も敢えて責任逃れをすることがあろうか。もしひとたび「この上奏を」兵部に下したならば、すなわち故紙同然となり、万に一つも是正する機会は無くなるであらう。天下は皇上の天下であり、また高皇帝が皇上に伝えた天下である。ただ皇上が熟計深慮するのみである。臣は切迫祈懇の至りに勝えない。聖旨を奉じたところ「兵部、知道せよ」とあった。

先の実録の記事では、いまひとつ明確ではなかった事柄を三点ほど指摘することができよう。第一に、金晬の言に見える「和親」には「道路所不忍聞者」が含まれていると明言は憚られているものの、沈惟敬が「和親」を粉飾して「乞降」「悔罪」と強辯していること、第二に、許儀後の「書信」を引いて、「関白の設計」は北京を陥れて「大唐」の皇帝になることであり、かつ秀吉の常套手段は様々な策略を用いて「敵国」を破ることである点に注意を喚起していること、第三に、上奏文は全体として「封貢問題」への万曆帝の対応についての批判的トーンに覆われていることである。特に、第三の点では、これまでの科道官等の上奏に対して、万曆帝はただ「兵部知道」というのみで、すべてを担当局＝兵部に任せきりであり、皇帝として問題を「詳察」することもせず、結果として中央の「当事」——当然、

兵部尚書石星を指していると思われる——は欺瞞に満ちた対応を行い、現場の「辺吏」——同様に宋応昌・顧養謙等——は虚偽の報告を行うばかりであると、厳しい語調で批判しているのである。⁽²⁴⁾さらに末尾には、この上奏が「覆議」のために兵部に下されたならば「故紙」となり、政策を是正する機会さえ失われてしまうことが述べられているが、しかし、皮肉なことに、万曆帝の上諭は「兵部知道」であり、何喬遠の上奏は事実上、無視されるかたちとなったのである。⁽²⁵⁾

三月に入ると、まず『明神宗実録』卷二七一、万曆二十二年（一五九四）三月庚辰（二日）条に、

戸科都给事中王德完備言、倭欲無厭、夷信難終。封則必貢、貢則必市。是沈惟敬誤経略、経略誤総督、総督誤本兵、本兵誤皇上也。其後科臣遼中立・徐観瀾・趙完璧等、台臣顧龍禎・陳惟芝、各具疏、与德完同意。

戸科都给事中の王德完は備さに上言した。倭欲は飽くことがなく、夷信は終わらせることが難しい。封は則ち必ずや貢となり、貢は則ち必ずや市となる。沈惟敬は経略を誤らせ、経略は総督を誤らせ、総督は本兵（兵部尚書）を誤らせ、本兵は皇上を誤らせている、と。その後、科臣の遼中立・徐観瀾・趙完璧等、台臣の顧龍禎・陳惟芝が、各々上奏を行ったが、德完と同じ考えであった。

という記事を見出すことができる。戸科都给事中王德完をはじめ、遼中立・徐観瀾・趙完璧・顧龍禎・陳惟芝等の科道官がこの時期、反「封貢」の論陣を張っていたのである。続いて、同じく、三月甲申（六日）条には、兵部尚書石星の上奏が載せられている。

兵部尚書石星奏、諸臣于東封一事、人多疑慮、議論紛紜。然必令小西飛入京、面審羈留、以俟督撫報至、或再遣科道勘実。若倭尽退、而別無所求、則用臣等封議以示信。不退而更有別求、則用諸臣罷議以示威。儻既待封、又旋入犯、即斬小西飛首伝示、以見必剿。總之、封為虚号、止以完目前、防為実際、乃以凶遠計也。

万曆封倭考（その一）

兵部尚書石星は「次のように」上奏した。諸臣は東封の一事に対して、多くの人が疑問に思っており、議論は紛糾した。然れども、必ず小西飛を入京させ、直に審問して拘留し、督撫の報の到着を俟つて、或いはさらに科道官を派遣して実態を調べさせるべきである。もし倭が尽く撤退して、別に要求することが無ければ、則ち臣等の封議を用いて誠意を示す。撤退しないで、さらに別の要求があれば、則ち諸臣の罷議を用いて威厳を示す。もし既に封を待ちながら、また旋つて入犯したならば、即ちに小西飛の首を斬つて「倭に」伝え、必ず討伐することを表明する。要するに、封は虚号であつて、ただ目前「の事態」を終わらせるだけであり、防は實際「の方策」であり、それによつて将来「の展望」を図るのである、と。

ここでは対日講和（「東封一事」）をめぐつて「臣等の封議」と「諸臣の罷議」との間で「議論紛紜」という状況になつていたことが、一方の当事者、すなわち「封倭」政策を推進していた石星の口から述べられているのである。この点について、談遷『国權』巻七六、万曆二十二年（一五九四）三月甲申（六日）条では、

朝議多斥封貢。兵部尚書石星奏、封貢虚事也、休兵実利也。或疑海外叵測、表文難辨。或疑催促可異、私親可駭。臣以為料敵貴審、当機貴斷。今貢市嚴絶、則窺窃無繇、禁約若明、則勾引可杜。故必令小西飛、入京審訂。倭既退、請科道勘実予封、否則罷議。若不論倭之退否、先拒失事、非臣之所敢知也。因擬劉綎還遼東。上是之。

朝議は、多くのものが封貢を斥けた。兵部尚書石星は「次のように」上奏した。封貢は虚事であり、兵を休ませることが実利である。或る者は海外のことは測ることができず、表文も「真偽を」辨别することは難しいと疑っている。或る者は「日本に」催促することは異とすべきであり、私親は驚くべきことであると疑っている。臣が思うに、敵を料するには審を貴び、機に当たつては断を貴ぶ、と。今、貢市を厳しく絶てば、則ち窺い見ようとしても術はなく、禁約を明確にすれば、則ち「倭を」引き入れるのを防ぐことができる。故に必ず小西飛を入京させ、審問すべきである。倭が既に撤退したならば、科道官が実態を調べて封を与えることを請い、そうでなければ

「封貢」の議を罷める。もし倭が撤退したか否かを論ぜず、先に拒絶して事（講和）が失われても、臣の関知するところではない。因つて劉綎は遼東に戻すように提案する、と。上はこれを是とした。

と記述されている。末尾の劉綎に関する記事は実録には見られないが、石星の上奏内容は、まさに実録の同日条に対応するものだといえよう。但し、『国権』では「朝議」の存在が明記されており、かつ「多斥封貢」とあつて、反「封貢」派の議論が優勢であつたと書かれているのである。すなわち、実録には明記されていないものの、三月六日には「朝議」が開かれていたのではなからうか。ここでいう「朝議」とは、まさに廷議＝九卿・科道會議を表したものであらう。⁽²⁷⁾

以上のように、『国権』の記事から、万曆二十二年（一五九四）の三月六日に九卿・科道會議の開催を推定したが、当該會議について明示している史料を、呉亮『万曆疏鈔』の中に見出すことができる。⁽²⁸⁾すでに小野和子氏によつて紹介されたものであるが、『万曆疏鈔』卷四三、東倭類、所収の王徳完「目撃東倭釁隙、専修備禦疏」万曆二十二年（一五九四）三月附がそれである。⁽²⁹⁾まず、會議の開催に触れる箇所から提示することにしよう。

臣惟、倭奴封貢一節、關係社稷安危、在廷諸臣、無慮數十人、皆力言其不可。臣謂、即此可寢謀矣。頃接總督顧養謙倭情一疏、知表文將至、事在垂成。然止言求封、不及貢市。又言、倭戸尽逐、始可議封。臣以謂、總督或自有的拠。及接朝鮮王李昞賊情疏、則又謂、倭賊向來屯聚劫掠、蓋房築城、輾運軍糧、絶無歸計。說和說貢、眩惑軍情、向背胡然。頓殊若此。昨因本兵石星、集台省諸臣于射所、會議東事。

臣が思うに、倭奴の封貢の一節は、社稷の安危に關係しており、在廷の諸臣も、無慮數十人が、みなその不可を力説している。臣が謂うに、この件は取り止めるべきである、と。近頃、總督顧養謙の倭情に関する一疏に接したところ、「倭の」表文がまさに到着しよう

万曆封倭考（その二）

としており、事態がまさに成立しようとしていることを知った。然れども、ただ「封を求めている」と言うのみで、貢市には言及していない。また「倭戸が尽く撤退したならば、始めて封を提議すべきである」と言っている。臣が謂うに、総督は或いは自ら確実な根拠を有しているのではないかと。朝鮮王李昖の賊情に関する疏に接したところ、則ちまた「次のように」謂っている。「倭賊は從來から、屯聚して劫掠しており、房屋を建て城を築き、軍糧を転運しており、決して帰る計画はもっていない」と。和と言い貢と言つて、軍情を眩惑しているが、その向背たるや何ということか。忽ちにして異なること、このようである。昨ごろ因つて本兵石星は、台省の諸臣を射所に集め、東事を會議した。

ここでは「封貢問題」について、数十人にも及ぶ「在廷諸臣」が反対意見を表明しており、王徳完自身も「封貢」の中止を主張しているのであるが、この段階に至つて、総督顧養謙の冊封を求める「倭情一疏」が出され、また朝鮮国王李昖による「賊情疏」では日本に撤退の意志が全くないことが伝えられていたのである。その結果として、兵部尚書石星が主宰して「東事」を議題とする九卿・科道會議が「射所」で開催されたのであつた。⁽³⁰⁾

王徳完の上奏は、次に、會議に提出されたと思われる石星の「覆疏稿」の内容、および會議における石星との質疑応答をめぐつて、次のように叙述されている。

臣得説本兵覆疏稿、則謂、一封之外、似無他事。又謂、不許粘帶貢市、致日後不靜。又謂、撫按查核釜山倭戸、一人未歸、不得許封。大都与總督符合。臣以為本兵或自有主見、及扣其所以、茫如捉影捕風。臣問、外伝總督貽書、有貢市禁絶、能以身任、等語。信然否。本兵曰、難必。倘強索貢市、只革其封号便是。臣等又問、釜山倭戸、肯尽数歸巢否。本兵曰、難必。臣等又問、特遣遼東巡按、親至釜山、查看倭戸有無歸去、可行否。本兵曰、不可。由此言之、則倭之封而不貢也、倭之去而不留也、毫無足憑、何能輕信。

臣は本兵の覆疏稿を読むことができたが、則ち「一封以外に、他の事は無いようである」と謂っている。また「貢市を附け加えて、後日の騷擾をもたらすことは許さない」と謂っている。また「撫按が釜山の倭戸を調査して、一人でも帰らなければ、封を許してはならない」とも謂っている。大体は總督「の言」と符合するものであった。臣が思うに、本兵は或いは自らの定見を持つているのかも知れないが、その所以を尋ねたところ、茫漠として影を捉え風を捕まえるようなものであった。臣は「次のように」質問した。「外伝によれば、總督の書には「貢市を禁絶すれば、自ら担当することができようか」と有ることだが、誠にそうであるのか否か」と。本兵は「次のように」言った。「必ずしもそうとはいえない。もし無理に貢市を求めるならば、ただ封号を止めるというだけのことである」と。臣等はまた質問した。「釜山の倭戸は、本当に数を尽くして帰巢するか否か」と。本兵は言った。「必ずしもそうとはいえない」と。臣等はまた質問した。「特に遼東巡按を派遣して、釜山に行かせ、倭戸の帰去の有無を調査することは、行うことができるか否か」と。本兵は言った。「できない」と。以上のことから、倭の封じて貢しないこと、倭の去つて留まらないことには、毫も根拠がないのである、どうして軽々しく信用することなどできようか。

石星の「覆疏稿」には既定の方針通りに、「封」以外は「貢」も「市」も許可しないこと、さらに「封」については釜山浦に駐屯する日本軍の完全撤退を条件とすることが明記されていたが、後者について王徳完が問い質したところ、石星は端なくも確約できないと答えたという。日本が冊封を許されたからといって朝貢を要求しないこと、或いは朝鮮から完全に撤退することに何の保証も根拠もなく、石星の「覆疏稿」に記された政策自体の有効性に対して、王徳完は不信の念を表明しているのである。

さらに、彼の上奏は「朝貢」および「和親」の問題へと切り込んでいる。

臣又覽、沈惟敬答倭書、有曰既許爾乞降、封貢如何因循不至。則封貢已兼言之矣。臣又覽、倭国抄白副表一道、

万曆封倭考（その二）

有曰比照旧例。蓋謂国朝封貢例也。末又曰、永獻海邦之貢。則明白直言。諸臣佯若不知、殊為悖謬。臣又覽、行長答沈惟敬書、有和親字樣、且以媒和之。既而飾辯兩國相好、即是和親。然倭奴狡詐、豈不識相好二字。臣又覽、朝鮮陪臣金晬、与總督顧養謙稟帖称、倭瞰大軍不能久处、則繼之以必不可聽之說、播在人耳、而難以口道。窃未知媒和者、悉以此聞於朝廷。否則惟敬許倭、不止貢市。何謂一封即可了事。興言及此、令人髮上指。

臣がまた覽たところ、沈惟敬が倭に答えた書には「既に爾が降伏を乞うことを許したのであるから、どうして因循して封貢に至らないことがあろうか」と言っている。「そうであるならば」則ち封・貢をすでに兼ねて言っていることになる。臣がまた覽たところ、倭国が抄写した副表一通には「旧例に照らして」と書かれている。蓋し国朝の封貢の例を謂っているのである。末尾にはまた「永久に海邦の貢物を献上する」と書かれている。則ち明白に「朝貢のことを」直言しているのである。諸臣はさも知らないように偽っているが、殊に背信を行つているといえよう。臣がまた覽たところ、「小西」行長が沈惟敬に答えた書には「和親」の字句が、「媒和」のことで使われている。「それなのに」既に「兩國の相好」が「和親」であると粉飾しているのである。然れども、倭奴は狡猾であり、どうして「相好」の二字を知らないことがあろうか。臣がまた覽たところ、朝鮮の陪臣金晬が總督顧養謙に与えた稟帖では、「倭は「明の」大軍が久しく駐留できないことを窺い、則ちさらに必ずや聴すことのできない説を、人の耳にまき散らしているが、「このことを」口にすることはできない」と述べている。窺ひみたところ、「媒和」を知らないものが、尽くこれを朝廷に報告しているのだ。そうでなければ、則ち惟敬が倭に許したことは、貢市に止まらないことになる。どうして一封すれば事を終えることができるなどと言えようか。言動がここに及べば、「憤激によつて」人の髪を上げさせるものである。

「朝貢」については、日本との講和交渉を一手に担つていた沈惟敬の「答倭書」の中で「封」と「貢」とが併せて言及されており、また日本の「副表」の末尾にも「貢」を献上することが書かれているなど、交渉の場では日本に対し

て「封」と同時に「貢」さえも認める動きが確かに存在していたこと、さらに「和親」についても、小西行長が沈惟敬へ宛てた「書」では「和親」という字句が「媒和」、すなわち婚姻によって和議を行うことの意味で用いられているにも拘わらず、沈惟敬は日明両国間の「相好」が「和親」であると詭辯を弄していることが指摘されている。まさに「朝貢」と「和親」とは〈封貢問題〉における焦点の事柄になりつつあったのである。王徳完の上奏は、講和交渉の場では日本の要求する「朝貢」と「和親」と——すなわち日本側の〈大明日本和平条件〉の第一条および第二条——を容認しながらも、明朝中央に対してはその事実を否定・隠蔽すると同時に〈許封不許貢〉路線のもとに「封倭」政策を推し進めようとする石星への不信と疑惑とに覆われていたといえよう。

ところで、王徳完の上奏は、明らかに、三月六日の九卿・科道会議における議論を前提としたものであったが、会議では、圧倒的多数を占める反「封貢」派の攻勢の前に、石星はその場を取り繕うのに終始したようである。前掲の実録、三月六日条に見える「封為虚号、止以完目前、防為実際、乃以凶遠計也」という石星の言説は、まさにそうした事態を反映したもののように思われる。

九卿・科道会議における政策論争では反「封貢」派の議論が圧倒的に優勢であったにも拘わらず、この時点で万暦帝は改めて石星を信任したのであった。同じく『明神宗実録』の三月六日条には、石星の上奏に対する上諭として、次のように記されている。

上謂、星既張主、自当聽從。事成功有所歸、不成責亦難諉。

上が「次のように」謂った。「石」星が主張するのであれば、自ずからまさに聴従すべきである。事が成れば功績は帰すところがあり、成らなければ責任もまた逃れ難い、と。

万曆封倭考（その一）

この段階において、万曆帝は石星支持を表明するとともに、石星主導による「封倭」政策を再確認したのであった。但し、当該政策が失敗した場合の責任の所在についても忘れずに明言しているのである。

三 万曆二十二年四月の九卿・科道會議と諸龍光疑獄事件

(i) 四月二十八日の九卿・科道會議

四月に入ると、〈封貢問題〉は再び大きな展開を見せることになる。その直接的な要因は、対日講和の当事者の一人、總督顧養謙から出された〈許封不許貢〉路線に対する疑義であった。『明神宗実録』卷二七二、万曆二十二年（一五九四）四月甲寅（六日）条には、

總督顧養謙奏称、許封不許貢之說、発之自内。惟敬之入倭、始終無此說也。今惟有許則并許、絶則竝絶而已。輔臣王錫爵、遺書於臣、欲臣尽言、彼且力為担当。石星亦誓以死報国矣。如用臣議、而竝許之、則扞才辯武臣為正使、惟敬齎詔冊、隨至大丘、令惟敬先諭諸酋、率兵渡海、然後使臣入国。封貢既成、可保十年無事。如用諸臣議、而竝絶之、則棄置朝鮮、自鴨綠以西為守。儻既絶封貢、而又欲保朝鮮、臣必不能任也。以臣所知、非吏部左侍郎趙參魯・刑部左侍郎孫鑣不可。蓋二臣見信於諸臣、無阻撓之者、事乃易集耳。今宜速遣科道、与使臣偕行。如至大丘、倭果尽去、便如前說。否則令使臣繳還。一切取裁於科道、臣不敢与。不出数月、而事可定矣。勅兵部会九卿・科道議聞。

總督顧養謙は「次のように」奏称している。「許封不許貢」の説は、内から出たものである。「沈」惟敬が倭「營」へ入ったときも、始

めから終わりまでこの説は無かった。今、ただ「封貢を」許すのであれば并せて許し、絶つのであれば竝びて絶つだけである。輔臣の王錫爵は、書を臣に送つて、臣が言を尽くすように望んでおり、彼は務めて引き受けることであつた。石星もまた死を以て国に報いると誓っている。もし臣の議を用いて、これを竝許するのであれば、則ち才智のある武臣を択んで正使とし、惟敬が詔冊を携えて、次いで大丘に至り、惟敬に先ず諸酋に諭して、兵を率いて渡海〔して帰国〕させ、然る後に、使臣を入国させる。封貢が既に成立したならば、十年の無事を保つことができる。もし諸臣の議を用いて、これを竝絶するのであれば、則ち朝鮮を棄て置いて、鴨緑〔江〕以西を守ることになる。もし既に封貢を絶つて、さらにまた朝鮮を保とうとするのであれば、臣は決してその任を務めることはできない。臣の知るところでは、吏部左侍郎趙參魯・刑部左侍郎孫鑣でなければ「總督・經略の任に就くことは」できないであらう。蓋し二臣は諸臣に信頼されており、これを邪魔する者もおらず、事も集まりやすいからである。今は宜しく速やかに科道官を派遣して、使臣と共に往かせるべきである。もし大丘に至つて、倭が果たして尽く去つたならば、すなわち前の説のようにする。そうでなければ、則ち使臣を召還させる。一切は科道官に決定させ、臣は敢えて関与しない。数ヵ月も経たないで、事は決着するであらう。〔上は〕兵部に勅命するに、九卿・科道を集めて議聞させよ、とあつた。

と記されている。当該記事は、〈封貢問題〉をめぐる揺れ動く中央政府の内情を含めて、きわめて多くの情報を与えてくれる。第一に、〈許封不許貢〉という路線は、あくまでも明朝中央の内部事情から生じたものであり、沈惟敬による日本との直接交渉の場では、こうした明朝側の考えが全く提示されていなかったこと、第二に、經略宋応昌以来の欺瞞的な対応に窮した顧養謙は、「封貢」に関して「并許」か「竝絶」かという究極の選択を中央政府に迫っていること、但し、顧養謙の提起は二者択一をフラットに迫つたものではなく、「竝許」こそが養謙の考えであり、「諸臣の議」である「竝絶」と真つ向から対立するものであつたこと、第三に、「并許」論が中央で拒絶された場合、顧養謙は總督

万曆封倭考（その二）

を辞する考えがあり、後任として反「封貢」派の吏部左侍郎趙參魯、或いは刑部左侍郎孫鑛を自ら推薦していること、⁽³²⁾第四に、時の首輔王錫爵および兵部尚書石星の両者ともに顧養謙を支持していること、そして第五に、万曆帝の上諭として九卿・科道會議の開催が命じられたこと、以上である。

万曆二十一年（一五九三）九月段階に、明朝中央の方針として〈許封不許貢〉路線が決定していたにも拘わらず、講和交渉の実態が中央の方針とは乖離したものであったことを、顧養謙が率直に申し述べるとともに、むしろ実態に整合させるために「封」と「貢」の「并許」論を提起したことは、明朝中央にとっても衝撃的なことだったと思われる。だからこそ、顧養謙の上奏を直接的契機として、九卿・科道會議開催の上諭が出されたのであった。この九卿・科道會議こそ、従来、五月一日の開催とされてきたものである。

実録によれば、顧養謙の上奏後も、「封貢」をめぐるいくつかの奏請がなされている。四月十二日には、吏部左侍郎趙參魯と礼部尚書羅万化とがそれぞれ上奏を行っているが、後者は「封貢」ではなく「備禦」を「本論」としながらも、これまでの経緯を踏まえて基本的には〈許封不許貢〉路線を容認せざるをえないというものであった。⁽³³⁾また二十五日には、尚宝司卿趙崇善が「封貢」に對置して「戦守」論を主張しており、⁽³⁴⁾さらに二十八日には、首輔王錫爵が「病中上言」を行ったことが実録に記されている。⁽³⁵⁾

特に王錫爵については、先の顧養謙の題奏の中で、自らを支持する存在として言及されていたが、四月二十八日の「上言」は、王錫爵の『文肅王公疏草』卷二〇にも、「謝宣諭疏」万曆二十二年（一五九四）四月二十八日附として収められている。

臣病中之一息不忘者、亦此国事也。目前国事、莫急倭虜、而臣与同官、平日計議、亦自有定着。倭非我叛臣、若

真心嚮化、決無絶理。又非我孝子、若分外要求、決無許理。羈縻駕馭、即此兩端而決。若其他盈庭之議、勇至欲歲縻百万之財、而怯不敢通一介之使、則非臣之所解。

臣が病中の一息の間にも忘れないことは、またこの国事のことである。目前の国事では、倭・虜より重要なものはないが、臣と同僚とは、平日協議して、また自ずから定着をみたのである。倭は我が叛臣ではないのだから、もし真心から帰順するのであれば、決して「冊封を」絶つという道理はない。また我が孝子でもないのだから、もし分外に要求するのであれば、決して許すという道理もない。羈縻するが駕馭するかは、この両端に即して決めるものである。その他の朝廷に溢れる議論のごときもので、勇敢にも歳々に百万の財源を費消しようとするものや、卑怯にも敢えて一介の使節を通じようとしらないものは、臣の理解するところではない。

「目前の国事」として日本（「倭」）と女真（「虜」）の問題について述べているが、提示した箇所は日本の（封貢問題）に言及したところである。ここで王錫爵は日本が「真心に嚮化」すれば冊封を許し、「分外に要求」すれば冊封を止めるといふ、まさに（許封不許貢）路線に即した見解を述べているのであり、「封倭」政策こそ「平日の計議」で「定着」したものであった。従って、反「封貢」派の議論（「其他盈庭之議」）に見える、対日戦争を主張する「勇」にも、或いは使節派遣に反対する「怯」にも与しないことを、王錫爵は表明しているのである。⁽³⁶⁾

さて、当面、問題とする九卿・科道會議について、まず『明神宗実録』では、卷二七三、万曆二十二年（一五九四）五月戊寅朔（一日）条に記述されており、従来、これを典拠として、当該會議が五月一日の開催と理解されてきたのである。⁽³⁷⁾しかしながら、私見によれば、当該會議の開催は五月一日ではなく、四月二十八日であったと思われる。以下、まず、この点を論証することにした。

実録の当該記事は、次のように書かれている。

万曆封倭考（その二）

(㉞)九卿・科道、奉旨會議倭事。(㉟)尚書陳有年、侍郎趙參魯、科道林材・甘士价等、則各具疏揭。總之、以罷款議守為主、不得已而與款、猶當遵明旨、守部議。(㊱)兵部尚書石星、採集以聞、因言、款事之始終、以平壤緩兵而約、以王京願退而許、以晉州之破而再拒、以王子陪臣之還而再訂。然後有封而不貢之說、有退而後封之說。其成与否、臣又何心。今或降勅一道、付小西飛、歸諭閔白、盡撤釜山兵、以觀誠偽、則請如羅万化議。或遣使往諭、必如中國約、乃許倭使具表、偕來請封、及守鴨綠以西、宜盡責督臣、則請如孫鑛議。或封貢竝絕、自修內備、令朝鮮湊礪囤存、而我遙為聲援、兵餉俱難再助、則請如陳有年・趙參魯議。而衆論之所僉同者、莫不汲汲於選將練兵、儲器待餉、屯田扼險、皆本計也。(㊲)上以降敕事大、未可輕擬。還令顧養謙、諭衆悉歸。查驗表文、如果皆實、即奏請處分。其一應防禦、督撫官加慎整理。若將吏有款後弛辺備者、重處。餘依議。

(㉞)九卿・科道は、旨を奉じて倭事について會議した。(㉟)尚書の陳有年、侍郎の趙參魯、科道「官」の林材・甘士价等は、各々疏掲を提出した。これを要するに、款（講和）を罷めて守を固めるという意見が中心であり、やむを得ず款を許すとしても、やはり明旨に遵つて部議を守るべきであるというものであった。(㊱)兵部尚書石星は、「諸々の意見を」集めて以聞し、「次のように」言つた。款事の顛末については、平壤での停戦によって取り決め、王京の返還を願つたことで許し、晉州を破つたことで再び拒絶し、「朝鮮の」王子・陪臣を返したことで再び締結した。然る後に、封ずるが貢は認めないという説や、撤退した後で封ずるという説が出てきたのである。それが成功するか否かについて、臣にどんな思惑があるうか。今、或いは勅旨を降して、小西飛に与え、帰国させて閔白を諭し、尽く釜山の兵を撤退させ、それによつて誠・偽を觀るというのが、則ち羅万化の議の如きものである。或いは使節を派遣して諭し、必ず中国の約のようにさせ、「そうすれば」倭使が表文を携えて、ともに請封に来ることを許す。「その一方で」また鴨綠「江」以西の守備は、宜しく尽く督臣の責任とすべきであるというのが、則ち孫鑛の議の如きものである。或いは封貢は竝絶し、自ら内備を修め、朝鮮には

奮勵して存立を図るようになせ、我々は遙かに声援を行い、兵餉については俱に再び援助し難いというのが、則ち陳有年・趙參魯の議の如きものである。そして、衆論がみな同意したのは、將を選抜して兵を訓練し、武器を蓄えて兵餉を待たせ、屯田を行つて險要を押さえることに汲々として努めざるを得ないのが、みな本計であるというものであつた、と。(x)上「論」には、勅旨を降すことは、事柄が重大であり、未だ軽々しく諮ることはできない。やはり顧養謙に命じ、「倭」衆を諭して尽く帰らせる。表文を査驗して、もし果たして実物であれば、即ちに奏請して処分「決定」する。すべての防禦については、督撫の官が慎重に整頓せよ。もし將・吏で款の後に辺備を疎かにする者があれば、重く処罰する。餘は議に依れ、とあつた。

最初の(ア)に「九卿・科道、奉旨會議倭事」という文言が存在することによつて、「會議」がまさに五月一日に開催されたと解釈することは、一見、妥当なもののように思われる。しかしながら、(ウ)では、兵部尚書石星によつて會議での議論を集約するかたちで行われた上奏（「採集以聞」）の内容が記載されているのである。従つて、(イ)と(ウ)という二つの記述によつて、五月一日が實際に會議の行われた日なのか、或いは石星が万曆帝に上奏（報告）した日なのか、という疑問が生じてくるといえよう。

この疑問に対して、談遷『国権』巻七六、所載の同日条には、

兵部尚書石星、彙朝議奏曰、或降勅付小西飛、帰諭関白、尽撤金山兵、以觀誠偽、則有如羅万化議。或遣使往諭、必如中国約、乃許倭使齎表請封、及守鴨綠江以西、尽責督臣、則有如孫鑛議。或封貢並絶、自修内備、令朝鮮碎礪図存、而我遙為声援、則有如陳有年・趙參魯議。而衆論之所同、則汲汲于選將練兵、儲器待餉、屯田阨險、皆本計也。上命顧養謙、諭倭尽帰、表至即奏請処分。

兵部尚書石星は、朝議をまとめ、上奏して「次のように」言つた。或いは勅旨を降して小西飛に与え、帰国させて関白を諭し、尽く釜

万曆封倭考（その二）

山の兵を撤退させ、それによつて誠・偽を観るというのが、則ち羅万化の議の如きものである。或いは使節を派遣して諭し、必ず中国の約のようにさせ、「そうすれば」倭使が表文を携えて、請封に来ることを許す。「その一方で」また鴨綠江以西の守備は、尽く督臣の責任とするというのが、則ち孫鑣の議の如きものである。或いは封貢は並絶し、自ら内備を修め、朝鮮には奮勵して存立を図るようにさせ、我々は遙かに声援を行うというのが、則ち陳有年・趙參魯の議の如きものである。衆論が同意したのは、則ち將を選抜して兵を訓練し、武器を蓄えて兵餉を待たせ、屯田を行つて險要を押さえることに汲々として努めるのが、本計であるというものであつた。と。上「論」には、顧養謙に命じて、倭を諭して尽く帰らせ、表が到着したならば、即ちに奏請して処分「決定」する、とあつた。

と書かれている。そのほとんどが実録を踏襲した内容であるが、最初の部分に見られるように、五月一日は石星が「朝議」について上奏した日であると、談遷は看做していたのである。では、九卿・科道會議の開催そのものを表す記事は『国権』に存在しないのであろうか。同、卷七六、万曆二十二年（一五九四）四月丙子（二十八日）条には、次のような記述を見出すことができる。

廷議関白封貢。時伝沈惟敬許和親。餘姚人諸龍光、前客李如松所被慢、遂上急变、列如松罪状、并各私札、投御史唐一鵬。内有征倭威金、上如松帖、陳和親詳甚。一鵬以聞。□科給事中喬胤亦言之。故有是命。訊諸龍光誰使之、不能得。法司擬杖、上怒、械市死。

関白の封貢を廷議した。時に沈惟敬が和親を許したことが伝えられた。餘姚の人、諸龍光は、先に李如松の客となっていたが、「彼に」侮られたために、遂に急変を訴え、如松の罪状を列挙し、併せて各々の私信を、御史唐一鵬に提出した。内には征倭「の官」威金が、如松に上せた掲帖があり、和親について述べることに甚だ詳しくかつた。一鵬は「その件を」以聞した。□科給事中喬胤もまたこれを上言した。故にこの命が下されたのである。諸龍光に誰が教唆したのかを訊問したが、「答えを」得ることはできなかった。法司は杖「罪」

と擬したが、上は怒って、市中で械に処したところ、「諸龍光は」死亡した。

「時伝沈惟敬許和親」以下が、後述する諸龍光疑獄事件に関する内容であるが、はじめに「廷議関白封貢」とあって、九卿・科道會議の存在が明記されているのである。³⁸すなわち『国権』の四月二十八日条に見える「廷議」こそ、従来、五月一日とされてきた九卿・科道會議ではなからうか。

九卿・科道會議の開催期日については、いま一つ注目すべき史料が存在する。それは錢一本『万曆邸鈔』万曆二十年甲午卷、夏四月条に見える、

百官集東闕、議封倭。詔罷之。

百官は東闕に集まり、封倭を議した。詔によってこれは罷めることになった。

という記載である。³⁹「百官」を闕左門（「東闕」）に集め、「封倭」を議題として開かれた會議こそ当該の九卿・科道會議であろう。「詔罷之」とある点は、まさしく「封貢」中止の決定を表したものであるが、これに附された関連記事全体の構造については後述するとして、ここで特に留意すべき点は、會議の記事が「夏四月」の条に載せられていることである。すなわち、錢一本は当該會議が実録所載の五月一日ではなく、四月中に行われたと認識していたのである。以上、九卿・科道會議の開催期日について検討してきたが、従来、万曆二十二年（一五九四）五月一日の開催とされてきた当該會議は、実際には四月二十八日に行われたのであり、五月一日は會議を主宰した兵部尚書石星が万曆帝に対して會議内容を上奏（報告）した日だったのである。この点に関して、実録の記事は正確性に缺けるものだといえよう。

さて、闕左門で開催された九卿・科道會議における議論の展開を、再び実録の五月一日条の記事に即して見いくこ

とにしたい。前掲の当該史料には、内容によって(ア)～(エ)の記号を附けてあるが、すでに検討した(ア)を除いて、(イ)は会議での議論の全体的趨勢を総括した部分であり、(ウ)は〈封貢問題〉の経緯を述べるとともに、それぞれ異なる三つの主要な意見を併記したものである。そして、最後に(イ)として、石星の報告に対する万曆帝の上諭が記されている。

(イ)によれば、会議では「罷款議守」という反「封貢」の意見が大勢を占め、たとい講和（「款」）を認める場合でも明朝側の〈講和三条件〉（「部議」）を堅持することが再確認されたという。次に、(ウ)では三つの議論が提示されているが、第一に、礼部尚書羅万化の意見は、万曆帝の勅諭を内藤如安（「小西飛」）を通じて秀吉に与え、釜山の日本軍が撤退するか否かを見極めてから「封倭」を判断するというものであり、むしろ石星の考えに近いものだったといえよう。第二に、刑部左侍郎孫鑣は、日本側が〈講和三条件〉（「中国約」）を遵守した場合にのみ「請封」を許し、同時に鴨緑江以西の防備を固めるといふ意見であり、第三に、吏部尚書陳有年と同左侍郎趙参魯とは「封貢竝絶」と同時に「内備」を固め、朝鮮から明軍を撤退させ、遠くから「声援」を行うといふ意見であつた。まさに「款」か「守」かという二者択一の議論展開のなかで、後者の意見が前者を圧倒したといえよう。⁴⁰なお、一見して、陳有年・趙参魯の方が、孫鑣よりも反「封貢」については過激な意見のように思われるが、反「封貢」派の急先鋒はむしろ孫鑣であつた。この点は、後掲の諸史料が物語っているのである。なお、(エ)から明らかのように、廷議の報告を受けた万曆帝の上諭によれば、この段階では〈封貢問題〉に関する最終的な決断には至らなかったのである。

次に、当日の会議の雰囲気、或いは当時の明朝中央の状況を窺わせる史料をいくつか提示しておきたい。まず『明神宗実録』巻二七三、万曆二十二年（一五九四）五月丁酉（二十日）条には、

御史梁銓疏称、顧養謙与石星、計主封貢、而鑣議在戰守。鑣当會議、則面折石星之非、条禦倭、則尽違養謙之意。

養謙挙鑛自代、必陰図所以窘之。欲釈窘鑛之疑、当務為助鑛之実。章入下部。

御史梁銓の疏は「次のように」称している。顧養謙と石星とは、封貢を主張しているが、「孫」鑛の議は戦守に在った。鑛は会議において、則ち直に石星の非を折き、禦倭「の方策」を列挙したが、則ち尽く養謙の意とは違っていた。養謙は鑛を自分の代わりに推挙しているが、必ずや陰でこれを陥れようと図っているに違いない。鑛を陥れるという疑いを解こうとするのであれば、まさに鑛を助けるという実に務めるべきである、と。章は入れられたが、部に下された。

と記されている。この梁銓（山西道監察御史⁽¹⁾）の上奏に見える「会議」は、まさに四月二十八日の九卿・科道會議を指していると思われる。石星・顧養謙の「封貢」と孫鑛の「戦守」との対立的状況の中で、孫鑛は直接「石星之非」を論難したという。まさに当日の激しい議論を窺わせる記述だといえよう。

また『朝鮮王朝宣祖実録』巻五二、宣祖二十七年（一五九四）六月己酉（二日）条には、朝鮮の接伴官金瓚と副総兵劉縝との問答が、次のように記載されている。

臣答曰、……封貢事、中朝論議如何。曰、朝廷亦持兩端、議猶未定。科道官及礼部、兵部右侍郎孫鑛等、議不可許。石尚書曰可許。其中一官議曰、今者送還小西飛、使倭奴尽帰其巢穴、彼若順命則許。只此一官、議得好也。皇上亦以此持疑不決。

臣は答えて言った。「……封貢の事について、中朝での論議は如何か」と。「劉縝は」言った。「朝廷では両論があり、議論はなお未だ定まっていない。科道官および礼部、兵部右侍郎孫鑛等は、許すべきではないという考えであり、石尚書は、許すべきだと言っている。その中の一人の官は議の中で「今は小西飛を「日本に」送還し、倭奴を尽くその巢穴に帰らせ、彼らがもし命に従うのであれば、則ち許すことにする」と言っている。ただこの一官だけが、議論としては良い。皇上もまたこのために躊躇して決定していない」と。

万曆封倭考（その一）

同じく、六月甲寅（七日）条にも、同様に、

臣問督府曰、近有人来自倭營者乎。答曰、……且封貢朝議不一、張閣老・李提督・顧軍門等五六人、及戸・兵部、皆以許封貢為當、而其他科道等官、以死爭之。故聖上猶豫未決云。

臣は督府に質問して言った。「近ごろ、倭營から来た人はいるか」と。答えて言った。「……かつ封貢に関する朝議は様々であり、張閣老・李提督・顧軍門等五六人、および戸〔部〕・兵部は、みな封貢を許すことは妥当であると考えているが、その他の科道官等は、死を賭けてこれを争っている。故に聖上は躊躇して未だ決定できないでいるとのことである」と。

と記されている。ともに「中朝論議」或いは「封貢朝議」に言及しているが、前者では反「封貢」派として科道官および礼部が、さらに孫鑛の名が挙げられており、後者では李如松・顧養謙とともに内閣大学士張位が「封貢」派とされ、戸部・兵部が「封貢」を主張しているのに対して、科道官などは死力を尽くして反対しているという。六月上旬の段階で「封貢問題」をめぐる政策決定の知らせは朝鮮に届いておらず、劉綎は自ら入手した情報をもとに、「封貢」をめぐる激しい議論のなかで、万曆帝が「持疑不决」或いは「猶豫未決」という状態にしていると認識していたのである。

以上、万曆二十二年（一五九四）四月二十八日開催の九卿・科道會議について見てきたが、兵部尚書石星が會議の報告ともいへべき上奏を行った五月一日の段階では、日本の「封貢」を認めるか否か——或いは冊封のみ（「封倭」）を認めるか否か——について、万曆帝の最終的な決裁は行われなかったのである。

(ii) 諸龍光疑獄事件

前掲の『国権』の四月二十八日条は、九卿・科道會議の開催と同時に「封貢問題」に重大な影響を与えた諸龍光疑

獄事件について叙述していた。⁽⁴³⁾ここでは当該事件に関する史料として、まず実録の記事から検討していくことにしたい。『明神宗実録』卷二七二、万曆二十二年（一五九四）四月丙子（二十八日）条には、

広東道御史唐一鵬、以李如松家塾諸龍光、叩為投首和親之說、因劾如松、及宋応昌・石星・顧養謙・劉黄裳、爭相欺罔、乞下法司速鞠、分別典刑。上以事情重大、令九卿・科道、虚心會議、不許徇私偏執。

広東道御史唐一鵬は、李如松の家塾「の教師」諸龍光が、和親の説を投首してきたことよって、如松および宋応昌・石星・顧養謙・劉黄裳が、相争つて欺瞞していることを弾劾し、法司に下して速やかに鞠問し、各々処罰するように上請した。上〔諭〕には、事情が重大であり、九卿・科道に対して虚心に會議することを命じ、情実によつて偏執することは許さない、とあつた。

と記されている。まさに九卿・科道會議が開催された同日に、広東道監察御史唐一鵬によつて石星をはじめ、李如松・宋応昌・顧養謙・劉黄裳という対日講和に直接関わつていた官僚に対する弾劾が行われたのである。⁽⁴⁴⁾それは、李如松の家塾の教師をしていた諸龍光が如松の「和親」への関与を告発したことに起因していた。これを承けて万曆帝は、事態の重大性に鑑み、再び九卿・科道會議の開催を命じたのであつた。

この後、実録では、(a)五月戊寅朔（一日）条、および(b)同己卯（二日）条に、続けて関連記事が載せられている。

(a)兵部尚書石星、疏辯御史唐一鵬、參論李如松等 and 親事。上令不必會議、第究問諸龍光、主使何人。

兵部尚書石星は、御史唐一鵬が参劾した李如松等の和親の事について疏辯した。上は會議の必要はなく、ただ諸龍光を主使したのが何人であるかを究問するように命じた。

(b)都給事中喬胤劾奏、沈惟敬陰許和親、請亟捕逮、併収李如松、降旨切責。

都給事中喬胤は弾劾の上奏を行った。沈惟敬は陰で和親を許しており、亟かに逮捕し、併せて李如松を収監し、旨を降して厳しく糾問

万曆封倭考（その一）

するように請う、と。

(a)は、唐一鵬によつて弾劾された石星による辯明のための上奏である。結果は、これが奏功したことで、九卿・科道會議の開催は取り止めとなり、逆に諸龍光の糾問が上諭によつて命じられたのであった。(b)は、李如松の疑惑と関連して、都給事中喬胤が沈惟敬と李如松の「和親」関与を弾劾したものである。

以上が実録に見える関連記事であるが、前掲の『国権』四月二十八日条では、実録とは別系統の史料に依拠したと思われる内容、すなわち朝鮮駐留武官戚金の李如松宛の「帖」で「和親」について詳述されていること、⁽⁴⁵⁾或いは「法司」における審問の後に諸龍光が刑死（「械市死」）したことなどが附加されているのである。

次に、当該事件に関するより詳細な史料として、同時代を生きた沈德符の『万曆野獲編』卷一七、兵部、所収の「日本和親」を挙げることができる。沈德符は当該事件の事実関係を、次のように伝えている。

李如松家塾師諸龍光、故浙江餘姚人也。受李氏恩豢已久、後復多所需求、李氏父子漸疎外之。龍光積忿未発。会如松奉征倭之命、先勝於平壤道、後敗於碧蹄館、久戍朝鮮、而封貢議起。如松頗附会文師宋応昌、及本兵石星、速成其事、以結束征之局、此実情也。一時抑和主戰者、議不得伸、漸謂軍中行賄媚倭。至甲午四月、且有和親結好之説。龍光遂借以傾李氏、上急変、告如松私許日本与天朝和親。御史唐一鵬等信之、遂露章劾如松、并東征在事諸臣。科臣喬允、因而和之。上命訊之、実無此事。下龍光究問主使之人、不得。法司擬以杖譴。上大怒、先命立枷、後遣戍、不数日遂死三木之下。

李如松家の塾師諸龍光は、もともと浙江餘姚の人である。李氏の恩養を受けることすでに久しかったが、後にまた要求することが多く、李氏父子に徐々に疎外された。龍光は積忿を発することができずにいた。たまたま如松が征倭の命を奉じて、先に平壤道で勝利したが、

後に碧蹄館で敗北し、久しく朝鮮に駐留していて、封貢の議が起こったのである。如松は、頗る文帥の宋応昌と結託し、また本兵石星も速やかに「封貢」の事を成立させ、東征の局を終わらせようとしたというのが、この実情であった。一時、和議を抑えて戦を主張する者たちは、その議論を伸ばすことができず、「軍中では賄賂によって倭に媚びへつらっている」と謂いだしたのである。甲午四月に至り、和親によって講和を結ぶという説が出された。龍光は遂にそれに借りて李氏を傾けようとし、急変を訴え、如松が密かに日本と天朝との和親を許したと告発した。御史唐一鵬等はこれを信じ、遂に奏文を書いて如松、並びに東征に関わった諸臣を弾劾した。科臣の喬允も、それによって迎合したのである。上はこれを訊問するように命じたが、実にこの事は無かったのである。龍光を「獄に」下して主使の人を究問したが、「解明することは」できなかった。法司は杖・譴「という量刑」を擬した。上は大いに怒り、先に立枷を命じ、後に遣戍としたが、数日も経たず、「諸龍光は」遂に刑具の下に死亡したのである。

最終的に、諸龍光はその告発が誣告と認定され、「杖・譴」という量刑がなされたが、万曆帝の勅命によって「立枷」および「遣戍」に改められ、結局は「立枷」執行中に刑死したのであった。⁽⁴⁶⁾ 沈徳符の見解は、塾師をしていた諸龍光の李如松家に対する逆恨みの結果が「和親」関与の誣告であり、中央政府の処断を是とするものであった。また、当該史料には、

造為此説者、皆出東征矢志游棍、流謗都中、而言路一二無識者、遽登之白簡、至紛紛為諸龍光訟冤。辱朝廷而羞士大夫、真可痛恨。

この説が造作されたのは、みな東征で志を失った游棍が都中にデマを流したことによるのであり、言路「官」の一・二の見識の無い者が、遽かにこれを白簡に登し、紛々として諸龍光のために怨みを晴らそうとしたのである。朝廷を辱めて士大夫を羞めたことは、真に痛恨すべきである。

と書かれている。沈徳符は、日本との間における「和親」の説が「游棍」によるデマゴギー（「流謗」）であり、当時の北京で流布していた噂を安易に取り上げた科道官の不見識を非難しているのである。しかしながら、かの沈徳符でさえ「封貢」「和親」に関する事実を誤って理解していたということになる。

諸龍光の告発が一転して誣告とされ、かつ否定された背景には、実録の五月一日条が述べるように、兵部尚書石星による「疏辯」が存在していた。すでに提示した『万曆邸鈔』夏四月条の、九卿・科道會議開催を伝える記事には、諸龍光事件に関する石星の次のような上奏が附されている。それはまさに実録の「疏辯」に相当するものであった。

星又言無端大獄將起等事。御史唐一鵬、為恭報賊臣朋奸禍国等事、下九卿・科道會議。臣若避忌不言、激起奇禍、奸惡得志、勞臣離心。隱忍緘墨之罪、死不足贖。大略辨和親之說之為誣。然亦有因、非如諸龍光所奏。頃據顧養謙致京中書云、倭于平壤敗後、而求封貢、曾向沈惟敬云、彼国有天皇女、欲獻當今。忌功將領、即乘此播伝京師、以激人怒、而敗其事。其書大抵由此、而実非惟敬所說也。今則影響俱絶矣。若又如御史所奏、真足伝笑四方、遺譏万世。臣乃既不発覚、又為掩飾。有人心知自愛者不為、而臣肯如是乎。夫縁一市井無頼之子、妄持大将之短、以修其怨、而令臣等九列大臣、低首闕口、而与之对。臣寧死不願与議、且既知必無矣。何苦必令逼假成真、為盛代増汚事、為奸細快報復。有旨罷議、逮諸龍光、鎮撫司問。

〔石〕星はまた原因のない大獄がまさに起ころうとしている等の事について述べた。御史唐一鵬の「賊臣が奸党を作つて国に禍をもたらししていること等を恭しく報告する事について」「という上奏」は、「皇帝によつて」九卿・科道會議に下された。臣がもし忌避して「何も」言わなければ、奇禍を激発し、奸惡「の輩」は志を得、勞臣は愛想をつかすことになる。隠忍して沈黙する罪は、死んでも贖うには足りない。おおよそ和親をはつきりさせるという説は偽りである。然れどもまた原因は有るが、それとて諸龍光の奏したようなも

のではない。近頃、顧養謙が京中へ宛てた書では「次のように」云っている。「倭は平壤で敗れた後に、封貢を求めてきたが、かつて沈惟敬に対して「彼の国には天皇の女がおり、当今（万曆帝）に献上することを欲している」と云った。功を妬んだ將領が、これに乗じて京師に伝播し、それによって人々の怒りを誘い、この事を挫折させようとしたのである」と。その書「の内容」は大抵このようなものであるが、実のところ惟敬の説くようなものではない。今は則ちその影響も絶無である。もしまた御史の奏するが如きものであったならば、真に四方「の諸国」に伝笑することになり、譏りを万世に遺すことになる。臣は「当然」暴露しただけでなく、また粉飾さえるであろう。心に自愛を知る者の行うことではないのに、臣が敢えてこのようなことをしようか。そもそものは市井の無頼の輩が、妄りに大将の短所をあげつらい、その怨みを晴らそうとし、臣等のような九列大臣に頭を下げ口を尖らせて、これと対するようにさせたのである。臣は寧ろ死んでもその議に与することを願わないし、かつ既に必ずや「和親のことが」無いことを知っている。何を苦しんで無理に偽りを真実に変え、盛代に汚点を増し、奸細のために報復を遂げさせる必要があるか、と。「万曆帝によって」會議を罷め、諸龍光を逮捕して、鎮撫司は審問せよ、という旨が出された。

「和親」に関する諸龍光の告発および唐一鵬の弾劾に対して、石星が必死に辯明している様子を窺うことができよう。あろうことか石星は、顧養謙の書簡に借りて「和親」のデマゴギーが日本の皇女を万曆帝に献上することから発したものだとし、対日講和で「和親」、すなわち明皇女の降嫁が取り沙汰されていることを真相から否定したのであった。石星にとっては、まさにこの辯明が奏功したことで「和親」を「封貢問題」から一旦は棚上げし、事件を諸龍光の刑死によって有耶無耶のうちに終わらせることができたのである。

しかしながら、当該事件には後日談が残されていた。思わぬところから新たな証拠が提出されるとともに、諸龍光の冤罪が主張されたのである。それは、福建巡按御史劉芳普の上奏によるものであった。『朝鮮王朝宣祖実録』卷五五、

宣祖二十七年（一五九六）九月丙戌（十一日）条には、「賊臣和親有擬、辱国難容、懇乞聖明大奮乾剛、顯誅正罪、以快群情、以絶後患事」と題する劉芳普の上奏が収録されている。甚だ長文ではあるが、一部を節略して提示することにした。

近該臣巡歷漳・泉地方、有猷四海商黃加・黃枝・姚明・姚治衢凡四人。内黃加報稱、加等去年搭許預・史世用船至日本、即往閩白住城貿易。迫遇朝鮮人廉思謹、詢知世用同來打探情由、因寄書一封与世用。後各商回至大隅州。世用与許預不睦、已往薩摩州去訖、未得寄書、与加先回。所有原書、不敢私留、投進泉州府、転報到臣。臣覽其書、毛髮上指、恨不請尚方劍斬賊臣頭、以謝思謹、顧忍默然、以不聞于皇上之前也。謹案、原書灑灑數百言、臣無容具述其言、和親一段云、往年游擊將軍沈惟敬、進兵朝鮮之時、与倭連和、而送倭之時、約送徐一貫・謝用梓於倭王。倭王与沈惟敬約曰、可送大明王女与日本也。若然、則大明王女為倭王妃、而明年不往征、永永天地相好、云云。而送之、豈不痛乎。豈与犬豕而相姻之理乎。以天下之主、見如此不祥之辱言、我雖微賤臣下、聞之不覺痛憤。我雖擄于倭、不能屈而服事、何以天下之主、屈犬豕乎。我之所以因人所書于足下者、非特忠義感激而然也。我亦為礼義邦人。故今雖被擄、聞犯中原之說、不勝痛憤、而略鄙懷也。夫即此書中語、以質于礼部郎中何喬遠・吏科都給事中林材・広東道御史唐一鵬之疏、若合符節。然後諸龍光之揭、為不誣也。奈何本兵石星、刃信李如松之言、極力以抵諸龍光、致奉嚴旨下龍光於獄、而必致之死哉。……本兵述惟敬之言曰、彼国有天王女、欲獻当今。今思謹之書、則直為大明王女矣。是惟敬不過反辭以飾非耳。臣聞、其在倭也、奴顏婢膝、隨声附和、或以当今稱閔白。而所云天王女、即思謹所云大明王女也。且書言婚姻、又言哀乞、則惟敬之卑諂、不知何狀、此思謹之所以痛憤、而羞滿朝諸文武士也。星以握樞大臣、為所蒙蔽、而卒乃辱国至此、而欲腆顏就列耶。皇上不即顯斥、星亦

可以自裁矣。至于経略宋応昌・提督李如松・贊画劉黄裳、其欺君誤国之状、諸臣言之甚悉。而皇上未遽处分者、独以和親之説為無拋耳。今有拋矣。惟敬何以辞罪。而応昌・如松・黄裳三人、又将何以自解者哉。……此思謹原書、即封送都察院備照、足以為惟敬之断案乎。伏乞勅下部院、從公处分、毋惜貴臣而網漏、毋輕賤士而加刑、庶公論昭明、人心大快、而此後任事諸臣、必不敢復相蒙蔽、以欺皇上矣。幸甚。奉聖旨、知道了。

近ごろ該臣は漳〔州〕・泉〔州〕地方を巡歴し、四名の海商黄加・黄枝・姚明・姚治衛の凡そ四人を取り調べた。その内の黄加は「次のように」称している。「加等は去年、許預・史世用の船に搭乗して日本に至り、即ちに関白の居城に往き貿易を行った。〔その折に〕遭遇した朝鮮人の廉思謹は、世用が同行して探索しているという事情を知ると、因つて世用宛の書一封を〔彼らに〕託した。その後、各商は大隅州に戻った。世用は許預と仲が悪く、すでに薩摩州に去っており、書を渡すことができず、加とともに先に帰ってきたのである」と。その書は、私留されず、泉州府〔の衙門〕に差し出され、転じて臣のところに報告されたのである。臣はその書を覽たところ、毛髪は上指し、尚方劍で賊臣の首を斬るように請い、それによつて思謹が隠忍黙然として、皇上の前に「自ら」報告できないことに陳謝するすべもないことが恨めしい限りである。謹んで案ずるに、原書は長々として数百言にもなり、臣が具さにその言を述べることは許されないが、和親の一段は「次のように」云っている。「往年、游撃將軍の沈惟敬は、兵を朝鮮へ進めた時に、倭と講和を行い、倭へ送る時には、徐一貫・謝用梓を倭王に送ることを取り決めた。倭王は沈惟敬と「次のように」取り決めた。「大明の王女を日本に送るべきである。もしそうしたならば、大明の王女は倭の王妃とし、明年、〔明を〕征服することはせず、永久に天・地は友好になるであろう。云々」と。これを送るとは、どうして痛ましくないことがあるか。どうして犬豕と婚姻する理が有ろうか。天下の主には、このような不祥の辱言を見せるなど、私は微賤の臣下とはいえ、これを聞くて痛憤を覚えないことがあるか。私は倭に囚われているとはいえ、屈服することなどできないのに、どうして天下の主を、犬家に屈服させることなどできようか。私が人によつて足下に書を

万曆封倭考（その二）

出す所以は、ただ忠義に感じてそうするだけではない。私は礼儀の邦の人であり、故に今は被虜「の身」にあるとはいえ、「倭が」中原を犯すという説を聞いたならば、痛憤に堪えず、鄙見を略説するのである」と。そもそもこの書中の語で、礼部郎中何喬遠・史料都給事中林材・広東道御史唐一鵬の説を質したならば、符節を合するがごときである。然る後には、諸龍光の告発が誣告ではないことになる。何ということか、本兵の石星は、李如松の言を偏信して、極力、諸龍光を「罪に」抵てようとし、敵旨を奉じて龍光を獄に下して、必ずやこれに死をもたらそうとしたのである。……本兵は惟敬の言を受けて「彼の国には天王の女がおり、当今に献上することを欲している」と述べている。今、思謹の書では、則ち「大明の王女」となっている。これは惟敬が言葉を反対にして「自らの」非を飾っているに過ぎないのだ。臣が聞いたところでは、それ（沈惟敬）は倭に在つては、奴顔婢膝で、附和雷同し、或いは当今を閔白と称している、とのことだ。そうであれば、云うところの「天王の女」とは、即ち思謹の云う「大明の王女」のことになるであろう。且つ書には「婚姻」と言い、また「哀乞」と言っているが、則ち惟敬の卑屈なること、どのような状かは知らないが、これは思謹が痛憤する所以であり、朝廷の諸文武の士を差めるものである。「石」星は枢機を握る大臣であるのに、「沈惟敬等の」瞞着するところとなつており、結局は国を辱めることここに至りながら、なお厚顔を「大臣の」列に就けようというのか。皇上が即ちにはつきりと斥けないのであれば、星もまた自裁すべきである。経略宋応昌・提督李如松・贊画劉黃裳の、その君を欺き国を誤らせた状については、諸臣の言に甚だ尽くされている。それなのに皇上が遽かに処分を行わないのは、ただ和親の説を根拠の無いものと看做しているからだけである。今、根拠は有つたのである。惟敬はどうして罪を逃れることができようか。応昌・如松・黄裳の三人も、またどうして自ら釈明することができようか。……この思謹の原書は、即ちに都察院に封送して参照に供すれば、惟敬の断案を行うに十分であろう。どうか勅旨を部・院に下して、公正に処分し、貴臣を惜しんで法網から漏らすことなく、賤士を軽んじて刑罰を加えることのないようにして頂きたい。「そうすれば」公論は明白になり、人心は愉快になり、この後、担当の諸臣は、必ず敢えてまた互いに瞞着して、皇上を欺くこと

もないに違いない。幸甚。聖旨を奉じたところ、知照した、とあった。

福建巡按御史劉芳誉は、泉州・漳州兩府を巡視した際、貿易商人黃加等が日本から将来した朝鮮被虜人廉思謹の武官史世用宛の書簡を入手したのであった。その書簡には日明講和交渉の内実が縷々記されていたが、「和親一段」には「大明の王女」を日本へ送ることが明確に書かれていたという。劉芳誉は、これまでの〈封貢問題〉における「和親」の取り扱いと書簡の内容とを突き合わせることで、礼部郎中何喬遠等の上奏が事実に基づくものであり、また諸龍光の刑死が冤罪であることを改めて述べるとともに、先に石星が辯明した、日本の「天王の女」を万曆帝に献上するところが「和親」であるという主張が欺瞞そのものであることを看破しているのである。この上奏では、さらに「欺君誤国」の理由で石星・沈惟敬をはじめ、宋応昌・李如松・劉黃裳の弾劾も行われているが、万曆帝の上諭は「知照了」であつた。劉芳誉の上奏は、中央政府において無視されたままに終わったといえよう。⁽⁴⁷⁾

錢一本は『万曆邸鈔』万曆二十二年甲午卷、八月条に、

補福建巡按御史劉芳誉年例。

福建巡按御史劉芳誉は年例に補せられた。

と記すとともに、先の劉芳誉の上奏の梗概を載せ、さらに次のように伝えている。

不報。執政惡之、已而假年例、補温州知府。

「上諭は」不報であつた。執政がこれを憎み、すでに年例に託けて、温州知府に補せられた。

『万曆邸鈔』によれば、劉芳誉はこの上奏を行ったことで「執政」に憎まれ、「年例」という勤務評定に基づく定例人事に託けて、浙江の温州府知府へ事実上、左遷されたという。⁽⁴⁸⁾この人事が八月に行われたのであれば、劉芳誉の上

万曆封倭考（その一）

奏は六・七月頃に出されていたといえよう。なお、ここに見える「執政」とは、王錫爵引退後の首輔、趙志臯を指す⁽⁴⁹⁾と思われる。

以上のように、四月末から五月初にかけて、明朝中央政府を震撼させた諸龍光疑獄事件に伴って三たび表面化した「和親」の問題は、福建巡按御史劉芳誉によって在日被虜朝鮮人廉思謹の書簡という新たな証拠が提出されたにも拘わらず、明朝中央では結局のところ有耶無耶のままに終始したのであった。しかしながら、後述するように、万曆二十二年（一五九四）五月における「封貢」中止という政策決定に「和親」の問題は、一定の影響を与えていたのである。

四 万曆二十二年五月における「封貢」中止の決定

上述のように、万曆二十二年（一五九四）四月二十八日に九卿・科道會議が開催された後、五月一日には會議の主宰者である兵部尚書石星から万曆帝へ、會議の内容が報告されたのであったが、しかし、この段階において「封貢問題」に関する何らかの決定は行われなかったのである。

その後、五月六日から七日にかけて、「封貢問題」は大きな展開を見せることになる。まず『明神宗実録』卷二七三、万曆二十二年五月癸未（六日）条には、

先是尚書石星、遣指揮史世用等、往日本偵探倭情。世用与同安海商許豫偕往、逾年豫始帰、報福建巡撫許孚遠。豫之夥商張一学・張一治、亦随統報、互有異同。孚遠備述以聞、因請、勅諭日本諸酋長、擒斬秀吉、朝廷不封凶逆、而封能除凶逆者。又云、莫妙於用間、莫急於備禦、莫重於征勦。疏下兵部。

これより先、尚書石星は、指揮史世用等を遣わし、日本へ往つて倭情を偵探させた。世用は同安〔県〕の海商許豫と共に往つたが、年を越えて豫は始めて帰国し、福建巡撫許孚遠に報告した。豫の仲間の商人張一学・張一治も、また繼いで統報したが、「その内容には」互いに異同が有つた。孚遠は備さに述べて以聞し、「次のように」上請した。日本の諸酋長に勅諭を出して、秀吉を擒斬するようにさせ、朝廷は凶逆を封ぜず、よく凶逆を除いた者を封ずることを。また「次のように」云つた。用間より妙案はなく、備禦より緊急なものはなく、征勦より重大なものはない、と。疏は兵部に下された。

とあり、続いて、同じく五月甲申（七日）条には、

遼東巡撫韓取善上言、倭在王京、彼実有求於我、倭抛釜山、我則有冀於彼。前宋応昌、許於倭、揭於按臣、俱曰封貢。及言於朝、請於皇上、惟曰封。其辯明心迹一疏、亦曰、表文一至、即与之封。則貢之一字、督臣生之乎、経略生之乎。為今日計、許則封貢竝許、聽督臣持議以退倭、此督臣之所能任也。欲絶則封貢并絶、惟議守鴨緑以示援、此臣所敢任也。若欲議征、則險阻不能転輸、人皆知之矣。蓋講和於兵餉兩足之時、而驅戰於兵餉俱竭之後、人心称苦、恐有他虞。奏入付該部。

遼東巡撫韓取善は「次のように」上言した。倭が王京に在るときは、彼らが実に我々に求めたが、倭が釜山に抛ると、我々は則ち彼らに望んだ。前に宋応昌は、倭に許し、按臣に揭「帖を出」したときは、俱に「封貢」と言っていた。朝廷に報告され、皇上に上請されるに及んで、ただ「封」と言うのみであつた。その心迹を辯明した一疏では、また「次のように」言っていた。「倭の」表文が「一たび至れば、即ちにこれに封を与える」と。則ち貢の一字は、督臣がこれを生み出したのであろうか、「それとも」経略がこれを生み出したのであろうか。今日の計としては、許すのではあれば、則ち封・貢は竝んで許し、督臣に「自らの」考えに固執して倭を撤退させることを聴すのであれば、これは督臣のよく担当するところである。絶つことを欲するのであれば、則ち封・貢は并せて絶ち、ただ鴨緑

万曆封倭考（その一）

「江」を守つて援助を示すことを提議するだけであれば、これは臣の敢えて担当するところである。もし「倭を」征討しようとするとしても、則ち險阻によつて輻輳できないことを、人々はみな知っているのである。蓋し兵・餉が両方とも足りている時に講和を行い、兵・餉が俱に缺乏した後に戦争を行うのは、人心の苦と称するものであり、恐らくは他の憂いが有るであらう、と。奏は入れられたが、該部に下された。

と記されている。

前者は「孚遠備述以聞」とあるように、福建巡撫許孚遠の上奏について記述したものである。実録ではきわめて簡略化された上奏の全文は、許孚遠の文集『敬和堂集』〈撫閩稿〉に「請計処倭酋疏」として収録されているが、それは指揮史世用等の派遣による日本でのスパイ活動、許孚遠による反「封貢」の意見、および対日軍事方略というような多岐にわたる内容を有するものであった。⁽⁵⁰⁾福建巡撫許孚遠と福建巡按御史劉芳普の二人の合同で行われた当該上奏が、万曆二十二年（一五九四）五月段階の「封貢」中止と関連していたことは、すでに「前稿」において、ほぼ同時代の史料ともいふべき許孚遠に関する二種類の伝記に依拠して推定したところである。⁽⁵²⁾特にそのうちの一つは、反「封貢」派の中心的人物であり、顧養謙の後を襲つて總督兼経略に就任した孫鑣の『月峰先生居業次編』巻四、神道碑、所収の「明故兵部左侍郎贈南京工部尚書許公神道碑」であるが、この上奏に関連して、次のような状況を伝えている。

疏聞於朝、謂發兵擊之為上策、禦之中策、不可輕与封。本兵至膠執、見之亦慄然、至親見司礼、道其實謂、即切責某數語、罷封貢最善。

疏は朝廷に伝えられ、「次のように」謂つた。兵を發してこれを撃つのは上策であり、これを防禦するのは中策であるが、軽々しく封を与えるべきではない、と。本兵は至つて固執していたが、これを見てまた慄然とし、親しく司礼「太監」に会見するに至り、その実

情について「次のように」謂った。たとい私の数語を責めたとしても、封貢を罷めるのが最善である、と。

すなわち、兵部尚書石星は、許孚遠の上奏に接した後、司礼太監を通じて「封貢」の中止を万曆帝に答申したと書かれているのである。この時期、〈封貢問題〉に関連する個々の上奏に対して、石星がどのように応対していたのか、という観点からしても、きわめて注目すべき史料だといえよう。

他方、後者は、同年四月六日に出された総督顧養謙の上奏に対応するものだといえよう。すなわち、顧養謙が「封貢」に関して「并許」か「竝絶」かの二者択一を迫るとともに「并許」論を主張したのは対照的に、韓取善は同様に「今日の計」として「竝許」と「并絶」を挙げ、「并絶」であれば自ら巡撫として担当できることを述べているのである。⁵³⁾

さて、『明神宗実録』卷二七三、万曆二十二年（二五九四）五月甲申（七日）条には、いま一つ重要な記事が存在する。それは「封貢」中止の決定を示唆する内容のものであり、実録から見出すことのできる唯一の記載だと思われる。先是慶尚防禦使金応瑞、以斬獲倭功、馳報劉綎、綎報顧養謙、輒報部。尚書石星因言、我不当禁朝鮮不戦、何苦徇倭奴以封。且韓取善及養謙、近亦皆請罷絶封貢、似応亟行。督臣詰倭奴以逡巡、励朝鮮以振奮、則倭奴難責我之失信、朝鮮難責我之再援。我得蓄其全力、待備境上、計無善於此者。得旨、許封不許貢、正為倭情未完。使曲在彼、方可隨機操縱。既有此報、就合行查。若請封、仍又抄掠、便以大義絶之。總督作速報来、勿得含糊姑息。主議之臣、務要緩不忘備、急不張皇。

これより先、「朝鮮の」慶尚「道」防禦使金応瑞は、倭を斬獲した功を、劉綎に馳報し、綎は顧養謙に報じ、転じて「兵」部に報告された。尚書石星はそれによって「次のように」言った。我々は朝鮮に「日本と」戦わないように禁止すべきではなく、何を苦しんで倭

万曆封倭考（その一）

奴に封を示そうというのか。かつ韓取善および養謙は、近ごろまたみな封貢を罷絶するように請願しており、まさに亟かに行うべきかと思われる。督臣は倭奴を逡巡していることで詰問し、朝鮮に奮起するように督励しており、「そうであれば」則ち倭奴は我々が信を失ったことを責めるのは難しく、朝鮮は我々が再び援軍を出すように責めることも難しいであろう。我々はその全力を蓄えて、国境上に守備を固めることができるのであり、計略としてはこれより善いものは無い、と。旨を得たところ、封を許すが貢は許さないことは、まさに倭情によつて未だ定まてはいない。もし曲が彼に在るようにすれば、はじめて随時に操縦することができようであろう。既にこうした報告が有るのであれば、まさに査察を行うべきである。もし封を請願しながら、やはり抄掠を行うのであれば、すなわち大義によつてこれを絶つべきである。総督は速やかに報告を行い、曖昧・姑息にしてはならない。主議の臣は、務めて緩には備えを忘れず、急にも張皇しないようにすべきである、とあつた。

朝鮮の慶尚道防禦使金応瑞による日本兵を「斬獲」した手柄についての一件が、劉綎・顧養謙を経て兵部にまで報告されてきたことに関連して、石星の上奏が行われたものであるが、その内容はこれまでの日本に対して「封貢」或いは「冊封」を認めるという主張から一転して「封貢」の中止を提案するものであつた。すなわち、韓取善および顧養謙による「罷絶封貢」の上請を承けて、石星は「似応亟行」と述べているのである。⁽⁵⁴⁾この点、談遷『国權』巻七六、万曆二十二年（一五九四）五月甲申（七日）条は、

先是朝鮮慶尚道防禦使金応瑞、以斬獲倭功、馳報劉綎、綎輒上之。石星併請罷封貢。

これより先、朝鮮慶尚道防禦使金応瑞は、倭を斬獲した功を、劉綎に馳報し、綎は輒じてこれを「中央に」上せた。石星は併せて封貢を罷めるように上請した。

と、明確に、石星による「請罷封貢」を伝えているのである。しかしながら、実録に見える上諭の内容は、万曆帝が

明確に「封貢」の中止を決裁したのではなく、〈許封不許貢〉という路線、すなわち「封倭」政策が最終的には定まっていまいと述べるに止まっていたのである。

さて、ここでも一度、第一章で提示した『朝鮮王朝宣祖実録』に収録された同年九月十五日附の石星の「具題」に見える五月段階の上諭の内容を検討してみることになしたい。それによれば、五月には、一つは総督顧養謙の「掲帖」を承けた兵部の「具題」に対して、いま一つは顧養謙の題奏そのものに対して、併せて二つの上諭が出されていた。前者は、先の実録、五月七日条の石星の上奏を承けたものに対応しており、後者こそ、まさに「這封貢都着罷了」という「封貢」中止の決裁を行ったものであった。すなわち、五月七日に兵部尚書石星が遼東巡撫韓取善および総督顧養謙の上請を承けて行った「封貢」中止の提言は、依然としてペンディングの状態に置かれたのであり、七日の段階には「封貢」中止の決定にまでは至らなかったといえよう。

では、最終的に「封貢」中止が決定されたのは、五月の何日のことなのであろうか。『朝鮮王朝宣祖実録』の当該記事では、五月における顧養謙の題奏（「為東事失策、救弊無能事」）の結果が「封貢」中止をもたらしたとされているが、顧養謙のこの題奏については、実録や『国権』に関連記事を見出すことはできない。ただ、錢一本『万曆邸鈔』万曆二十二年甲午卷、夏四月条には、例の九卿・科道會議の開催と「封倭」の中止（「詔罷之」）とに関する簡潔な記事の後に、おそらくは内容的に大幅に節略したと思われる、次のような顧養謙の題奏が載せられている。

已而薊遼總督顧養謙題、九卿・科道之議、大都止絶封貢。臣当局而迷、諸臣旁觀而清。又刑部侍郎孫鑛所籌画、及先後遣臣書、言之甚辨、断之甚勇。臣憊然自失、請罷免。有旨、覽奏。這封貢都着罷了。本内既薦孫鑛才望可任、就着前去経略、專一料理倭事。

万曆封倭考（その一）

すでに薊遼總督顧養謙は「次のように」題奏した。九卿・科道の議は、大体が封貢を止絶するというものであった。臣は局に当たって迷っているが、諸臣は傍觀しながらも明確である。また刑部侍郎孫鑣が籌画するもの、および前後して臣に宛てた書では、言うことが甚だ明晰であり、断ずることが甚だ勇敢である。臣は憊然自失して、罷免を請うものである、と。旨には、奏を覽た。今回の封貢はすべて罷めさせることにした。「題」本内には既に孫鑣の才・望は「總督・経略に」就任することができると推薦しているので、すなわち経略として派遣し、專一に倭事を処理させることにする、と有った。

顧養謙の題奏の内容は、〈封貢問題〉をめぐる政策論争に敗北したという自己認識のもとに、自らの「罷免」を要求するとともに、いわば論敵であつた孫鑣を後任に推薦するといふものであつた。これを承けた万曆帝の上諭では、遂に「封貢」中止の決裁がなされたのであり、それと同時に、経略として孫鑣が任命されたのであつた。

ところで、当面問題とする「封貢」中止という政策決定が、万曆二十二年（一五九四）五月の如何なる時点においてなされたかは、依然として明確ではない。その原因は、「封貢」中止の上諭を導き出した顧養謙の題奏の日時が不明だからである。但し、前掲の『万曆邸鈔』の記事に残された手掛かりは、万曆帝の上諭に「封貢」の中止とともに、孫鑣を経略に任命することが明記されている点にあると思われる。実録によれば、顧養謙の後任として正式に孫鑣が總督兼経略に任命されたのは、同年七月のことであつた。『明神宗実録』卷二七五、万曆二十二年（一五九四）七月庚辰（四日）条には、

以兵部左侍郎孫鑣、兼右僉都御史、代顧養謙、總督薊遼経略。養謙回部管事。

兵部左侍郎孫鑣に、右僉都御史を兼ねさせ、顧養謙に代わつて、總督薊遼・経略「朝鮮」とする。養謙は「兵」部に回つて事を管轄させる。

と記述されているのである。しかしながら、先の『万曆邸鈔』所載の万曆帝の上諭には、孫鑛が任命されたのは「経略」であり、かつ「専一料理倭事」と書かれていたのである。この段階では、薊遼總督の官銜を孫鑛は帯びていなかったといえよう。⁽⁵⁾ また、同じく実録の、卷二七三、万曆二十二年（一五九四）五月己亥（二十二日）条には、兵部の言として、

科臣呉文梓等、欲將経略併帰於總督、台臣朱鳳翔、欲將顧養謙別用、以孫鋌為總督、経督竝行、固一柄両持。

科臣の呉文梓等は、経略を總督に併帰するように欲しており、台臣の朱鳳翔は、顧養謙を別に用いて、孫鑛を總督とし、経〔略・総〕督を竝びて行えば、もとより一柄両持となることを欲している。

とあり、五月二十二日の時点では、すでに孫鑛は経略の地位に在ったことがわかる。さらに、前掲の実録、五月二十日条に見える山西道監察御史梁銓の「疏称」には、すでに顧養謙が自らの後任に孫鑛を推薦していたことが述べられており、従って、懸案の顧養謙の題奏は、五月二十日以前に遡ることになる。

顧養謙の題奏の日時、或いは「封貢」中止の上諭が出された日時を確定する作業は、現在までのところ、筆者の史料蒐集能力の限界から、この地点で止まることになる。しかしながら、最後に、『明神宗実録』卷二七二、万曆二十二年（一五九四）五月丁亥（十日）条の、次の記事に注目したい。

兵部尚書石星、引病求帰。上以辺事緊急、令勿推避。

兵部尚書石星は、病氣を口実に帰郷することを求めた。上〔諭〕には、辺事が緊急であり、推避しないようにさせる、とあった。

すなわち、石星による辞任の願いを、万曆帝は容認しなかったというものである。この辞任願いは、まさに石星がこれまで主導してきた「封貢」「封倭」の政策を貫徹できなかった責任を取るという意味でなされたのではなからうか。

万曆封倭考（その一）

もしそうであるならば、万曆帝による「封貢」中止の決裁、すなわち当該の政策決定は、万曆二十二年（一五九四）の五月八日、或いは九日に行われたということになるであろう。

以上のように、万曆二十一年（一五九三）四月以降、本格化した日明講和交渉の過程で、〈不許封貢〉路線から〈許封不許貢〉路線へと転換した明朝の対日講和をめぐる〈封貢問題〉は、万曆二十二年（一五九四）五月八日乃至九日の段階において、「封貢」中止という政策決定に至ったのである。しかしながら、この決定が反故にされ、秀吉の冊封を認める「封倭」政策として再び決着を見るのは、僅か五ヵ月後の同年十月のことであった。

おわりに

以上、小稿は、万曆二十年代の豊臣秀吉の朝鮮侵略に対する明朝国家の政策的対応について、特に万曆二十二年（一五九四）二月から同年五月までの〈封貢問題〉をめぐる政治過程を跡づけるとともに、明朝中央政府の重要な会議である九卿・科道會議（廷議）と「封貢」「封倭」の中止という政策決定との関連について、若干の考察を行ってきた。万曆二十二年（一五九四）四月二十八日に「封倭」を議題とする九卿・科道會議が開催された後、五月上旬にかけて、明朝中央政府の対日政策は大きく転換したのであった。すなわち、前年の九月以降、〈許封不許貢〉路線を採ってきた対日政策は、五月八日乃至九日の段階において、一転して「封貢」中止という政策決定へと至ったのである。

小稿の最後に、「封貢」「封倭」の中止という政策決定をもたらした要因について、附言しておきたい。これまで縷々述べてきたように、四月二十八日の九卿・科道會議における議論の展開が、当該の政策決定に大きな影響を与えてい

たことは間違いないといえるが、万曆二十二年（一五九四）の二月頃から明朝中央で公然化した日明講和における「和親」の問題、或いはそれと密接に関連した諸龍光疑獄事件など、明らかに他の諸々の要因が有機的に絡み合うことで、最終的な決定へ至ったものと思われる。

ここでは、いま一度、錢一本『万曆邸鈔』万曆二十二年甲午卷、夏四月条に見える「百官集東闕、議封倭。詔罷之」という記載とその後に関連した四つの関連記事とに注目することにした。当該史料における(A)九卿・科道會議の開催と(B)「封貢」中止の詔とが、直接的に連結するものでないことは詳述した通りである。しかしながら、錢一本は(A)から(B)へと至る政策決定の過程で、次の四つの記事・事柄が密接に関連していること、すなわち(A)と(B)とを取り結ぶ環節の役割を果たしていることを明示しているといえよう。その記事は、(I)九卿・科道會議の後、五月一日に行われた石星の上奏（報告）と万曆帝の上諭、(II)すでに触れた諸龍光疑獄事件に関する石星の辯明のための上奏と万曆帝の上諭、(III)福建巡按御史劉芳普の題奏とされているが、福建巡撫許孚遠の「請計処倭酋疏」の一部分で「和婚」に関する記述、および(IV)総督顧養謙の題奏と「封貢」中止の上諭、である。⁽⁵⁶⁾ 錢一本によれば、四月二十八日の九卿・科道會議の後、(I)・(II)・(III)によって「封貢」中止の方向へ大きく傾いた流れが、(IV)において万曆帝による最終的決断に至ったという理解であると思われる。まさしく、九卿・科道會議、諸龍光疑獄事件、さらに福建巡撫許孚遠の上奏は、明朝中央における当該の政策決定に一定の影響を与えていたのであった。それと同時に、こうした政治の流れのなかで、皇帝の厚い信任を得ながらも、自らが主導した「封倭」政策を貫徹できなかった兵部尚書石星の「封貢」中止という判断（「似応亟行」）——実録では五月七日——が、万曆帝の決断に決定的な意味をもったといえるのではなからうか。当然のように、明朝中央における〈封貢問題〉はこの時点で決着したのではなく、万曆二十四年（一五九六）九月

万暦封倭考（その二）

における日明講和の決裂まで継続していくことになる。特に、同二十四年（一五九六）四月から五月にかけて、明朝中央では「封貢」「封倭」をめぐる、再び激しい議論が展開されるのである。その問題については、「その二」で検討することにした。

（二〇〇二年十月二十五日、稿了）

註

（1）明朝中央政府の対応を含めて、豊臣秀吉の朝鮮侵略全般に関しては、中村栄孝「豊臣秀吉の外征——文禄・慶長の役——」同『日鮮関係史の研究』中、吉川弘文館、一九六九年、所収、参照。

（2）兵部尚書石星については、中村栄孝、前掲「豊臣秀吉の外征」一六九頁、註（9）参照。

（3）『明神宗実録』巻二五、万暦二十年（一五九二）八月乙巳（十八日）条に、命兵部右侍郎宋応昌、往保薊・遼東等处、経略備倭事宜。

とあり、また同、巻二五、万暦二十年（一五九二）十二月丁亥朔（二日）条等に「経略侍郎宋応昌」と見えることから、ここでは以下、「経略宋応昌」と簡略に称することにしたい。なお、宋応昌についても、中村栄孝、前掲「豊臣秀吉の外征」一六九—一七〇頁、註（7）参照。

（4）『明神宗実録』巻二五六、万暦二十一年（一五九三）一月丁丑（二十二日）条に、陞兵部右侍郎顧養謙、本部左侍郎、兼都察院右僉都御史、総督薊遼・保定。

とあることから、ここでは同様に「総督顧養謙」と称することにしたい。

（5）中村栄孝、前掲「豊臣秀吉の外征」のほかに、和田清「支那側から見たる豊太閤封王の事情」同『東亜史論叢』生活社、一九四二年、所収（原載『日本諸学振興委員会研究報告』四篇（歴史学）、一九三八年）。石原道博「文禄・慶長の役」塙書房、一九六三年。岡野昌子「秀吉の朝鮮侵略と中国」『中山八郎教授頌寿記念明清史論叢』燎原書店、一九七七年、所収。小野和子「明日和平交渉をめ

- ぐる政争」同『明季党社考——東林党と復社——』同朋舎出版、一九九六年、所収（原載『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』上巻、汲古書院、一九九〇年、所収）。三木聰「福建巡撫許孚遠の謀略——豊臣秀吉の『征明』をめぐる——」『人文科学研究』四号、一九九六年（以下「前稿」と称する）。邊土名朝有「明の冊封体制と文禄・慶長の役」同『琉球の朝貢貿易』校倉書房、一九九八年、所収。李光濤「万曆二十三年封日本國王豊臣秀吉考」『中央研究院歴史語言研究所專刊五三』、一九六七年、等、参照。
- (6) 小野和子、前掲「明日和平交渉をめぐる政争」。
- (7) 邊土名朝有、前掲「明の冊封体制と文禄・慶長の役」一一二頁。
- (8) 張治安「明代政治制度研究」聯経出版、台北、一九九二年、一一三九頁。王興亜「明代行政管理制度」中州古籍出版社、鄭州、一九九九年、四二—五八頁。なお、張治安氏の当該書については、京都大学人文科学研究所岩井茂樹氏の御教示を賜った。記して謝意を表する次第である。
- (9) 邊土名氏は、「九卿」が「大九卿」であって「太子太師・太子太傅・太子太保の三員と、六部尚書の六員」であると理解されているが、明らかに誤解だといえよう。邊土名朝有、前掲「明の冊封体制と文禄・慶長の役」一一二頁。
- (10) 王興亜、前掲「明代行政管理制度」五八頁。
- (11) 『明神宗実録』巻二五九、万曆二十一年（一五九三）四月戊戌（十四日）条に、
倭酋悔過、乞哀請貢。
とある。
- (12) 『大明日本和平条件』については、中村栄孝、前掲「豊臣秀吉の外征」一七五—一七九頁。同「対外戦争における豊臣秀吉の目的」前掲「日鮮関係史の研究」中、所収。北島万次「日明講和の和議折衝」同「豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略」校倉書房、一九九〇年、所収（原題「日明講和交渉の和議条項をめぐる」永原慶二・佐々木潤之介編『日本中世史研究の軌跡』東京大学出版会、一九八八年、所収）、等、参照。なお、〈偽りの明使節〉という表現は、北島万次「豊臣秀吉の朝鮮侵略」吉川弘文館、一九九五年、一四七頁に見える「偽りの「明使節」の名護屋派遣」から借用した。
- (13) 石星のこの題奏は、同年十月の秀吉に対する冊封決定の上論につながる内容のものであるが、『明神宗実録』巻二七七、万曆二十二年（一五九四）九月条には収録されていない。

万曆封倭考（その一）

- (14) 『朝鮮王朝宣祖実録』の当該記事では「該兵部都給事中題」とされているが、当時の兵科都給事中が許弘綱であることは、『明神宗実録』巻二六〇、万曆二十一年（一五九三）五月甲戌（二十一日）条に、「兵部覆兵科都給事中許弘綱題」と見えることから確認することができる。
- (15) (a) については、『明神宗実録』巻二六四、万曆二十一年（一五九三）九月戊辰（十七日）条に、「兵部尚書石星言」に對する上諭として記載されている。
- (16) この間、兵科都給事中張輔之・浙江道監察御史彭應參・兵部職方主事曾偉芳等によつて反「封貢」の意見が提出されていたことについては、小野和子、前掲「明日和平交渉をめぐる政争」一二二頁、および邊土名朝有、前掲「明の冊封体制と文祿・慶長の役」九六一〇一頁、等、参照。
- (17) 北島万次、前掲『豊臣秀吉の朝鮮侵略』一七四頁、参照。へ偽りの降伏使節」という表現も、同様に、北島万次、前掲書、一七三頁に見える「偽りの降伏使節内藤如安の北京派遣」から借用した。
- (18) 万曆帝の「勅諭」については、大庭脩「豊臣秀吉を日本国王に封ずる明の誥命」同『古代中世における日中関係史の研究』同朋舎出版、一九九六年、所収（原載『関西大学東西学術研究所紀要』四集、一九七一年）、二四四―二五一頁、参照。なお、当該の「勅諭」には「原約三事」として、
- 自今釜山倭衆、尽数退回、不敢復留一人。既封之後、不敢別求貢市、以啓事端。不敢再犯朝鮮、以失隣好。
- と書かれている。
- (19) 小野和子、前掲「明日和平交渉をめぐる政争」一二七頁、参照。
- (20) 中村榮孝、前掲「豊臣秀吉の外征」一八六頁、参照。
- (21) 『明神宗実録』巻二七〇、万曆二十二年（一五九四）二月戊寅（二十九日）条に、
- 朝鮮国王、差陪臣金晔等二十員、齎進万物、上表謝恩。
- と見える。なお、朝鮮燕行使については、夫馬進「万曆二年朝鮮使節の「中華」国批判」前掲『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』上巻、所収、参照。
- (22) 許儀後および彼が送った秀吉の証明情報については、松浦章「明代海商と秀吉「入寇大明」の情報」『末永先生米寿記念献呈論文集』

坤、末永先生米寿記念会、一九八五年、および管章「秀吉の朝鮮侵略と許儀後」『日本史研究』二九八号、一九八七年、参照。

- (23) 侯継高『全浙兵制考』巻二、附録、近報倭警、所収の「万曆十九年九月」附の「万曆二十年二月二十八日朱均旺竇到許儀後陳機密事情」には、

関白曰、以吾之智、行吾之兵、如大水崩沙、利刀破竹。何国不亡。吾帝大唐矣。
とあり、また、秀吉について、

東征西伐、併日本諸国、然未有戦一陣、勝一陣。惟皆甜言大話、黄金詭計得之也。
と記されている。

- (24) この時期、万曆帝が政治を顧みず、臣下の上奏もそのほとんどが「留中」として処理されていたことは周知の通りである。例えば、孟森『明清史講義』上冊、中華書局、北京、一九八一年、二四六頁には「不郊・不廟・不朝なること三十年」と象徴的に書かれている。

- (25) 『明神宗実録』巻二七〇、万曆二十二年（二五九四）二月戊寅（二十九日）条には、本文引用部分に続けて、
若下部、便成故紙。仍下兵部。

とある。なお、何喬遠が翌年「不敬の罪」で広西布政司經歷に左遷されたことは、林田芳雄「何喬遠と『閩書』」『史窓』五四号、一九九七年、二二頁、参照。

- (26) 劉綎は、当時「備倭副総兵」として朝鮮に派遣されていた。『明神宗実録』巻二六五、万曆二十一年（二五九三）十月乙酉（五日）条に、

陞劉綎為備倭副総兵・署都督僉事、暫留朝鮮。
とある。

- (27) 中国古代の「朝議」については、取りあえず渡辺信一郎『天空の玉座——中国古代帝国の朝政と儀礼——』柏書房、一九九六年、二〇—五四頁、参照。

- (28) 呉亮および『万曆疏鈔』については、小野和子「『万曆邸鈔』と『万曆疏鈔』」前掲『明季党社考』所収（原載『東洋史研究』三九巻四号、一九八一年）、参照。

万曆封倭考（その一）

(29) 小野和子、前掲「明日和平交渉をめぐる政争」一二四—一二五頁。

(30) 「射所」については、沈徳符『万曆野獲編』巻二四、幾輔、射所に、
今京城内長安街射所、亦名演象所、故大慈恩寺也。嘉靖間、燬於火後、詔遂廢之、為点視軍士、及演馬教射之地。象以非時來、偶一演之耳。

とある。長安街を承天門から西へ行き、西苑（太液池）を越えた北側の辺りが「射所」の所在地だと思われる。新宮学「明末清初期の諸史料にみえる燕王府Ⅱ西苑所在説の再検討——明初の燕王府をめぐる諸問題補論——」『山形大学歴史・地理・人類学論集』三号、二〇〇二年、六六頁、および七四頁、註（7）、参照。

(31) 『明神宗実録』巻二七二、万曆二十二年（二五九四）三月丙申（十八日）条に見える、工科右給事中張濬の「東封一事、石星折於衆論、稍欲改悔」という言は、三月六日の九卿・科道會議の状況を踏まえたものだと思われる。

(32) 特に孫鑣が反「封貢」派の中心的存在であった点については後述する。なお、孫鑣は同年四月末に刑部左侍郎から兵部左侍郎へ転じている。『明神宗実録』巻二七二、万曆二十二年（二五九四）四月丙子（二十八日）条に、

改刑部左侍郎孫鑣、為兵部左侍郎とある。

(33) 『明神宗実録』巻二七二、万曆二十二年（二五九四）四月庚申（十二日）条には、

吏部左侍郎趙參魯、以顧養謙推挙最熟倭情、自明其故、因言、封則繇前似為結局、繇後方為難端。不封則目前未見無虞、日後終能有備。

とあり、また、

礼部尚書羅万化奏、東事不言封貢、專修備禦本論也。第経略已許之、又有許封不許貢之旨。遽為決絶、倭必恥且忿、而螫朝鮮、則封亦一時之權変。乃督臣欲以封冊、与勘使竝出、且遠至大丘、視其去留以決事。則我以封賂、倭以兵邀、与城下之盟何異。茲聞小西飛、捧表入京、宜降勅令其齎回宣諭、果受約則其誠立見、否則詐亦立見。此於尊体伐謀、庶幾得之。

(34) 『明神宗実録』巻二七二、万曆二十二年（二五九四）四月癸酉（二十五日）条に、

尚宝司卿趙崇善疏云、不主封貢、當議戰守。朝鮮北面、与遼接壤、而三面距海。東西皆崇山絕島、連亘阻塞。惟南面釜山、乃倭夷入路。倭欲竄釜山入王京、必經全羅・慶尚二道、而全・慶之間、如雲峰・大丘、皆有險可扼。此地設防、一誠當百。今劉挺五千川兵尚在、再加南兵三千、令之訓練朝鮮士卒、彼国田最膏腴、因糧以練兵、無徵輸之煩、而有安壤之利。……是故欲安中国、必守朝鮮、欲安朝鮮、必守全・慶。

とある。

(35) 『明神宗実録』卷三七二、万曆二十二年（二五九四）四月丙子（二十八日）条に、

大学士王錫爵、病中上言、目前国事、莫急於倭虜。倭若真心向化、決無絕理、若分外要求、決無許理。羈縻駕馭、惟此兩端。其他衆論、勇至欲歲糜百万之財、而怯不敢通一介之使、則非臣之所解。

と見える。

(36) 王錫爵の〈封貢問題〉へのスタンスについては、「前稿」三〇頁、参照。なお、王錫爵は同年五月二十三日、大学士を辞任して引退することが万曆帝によって認められている。『明神宗実録』卷二七三、万曆二十二年（二五九四）五月庚子（二十三日）条に、

大学士王錫爵、八疏乞休。上以其必不能留、乃令扶親婦省。仍加吏部尚書、兼建極殿大学士、厚賜銀幣、遣護送馳駢以行。とある。

(37) 小野和子、前掲「明日和平交渉をめぐる政争」一二七頁、および邊土名朝有、前掲「明の冊封体制と文祿・慶長の役」一一二頁。

(38) 引用史料中にみえる「□科給事中喬胤亦言之」は、筆者が披閲した『国権』（一九五八年中華書局排印本）によるものである。

(39) 錢一本および『万曆邸鈔』については、小野和子、前掲『万曆邸鈔』と『万曆疏鈔』参照。

(40) 〈封貢問題〉をめぐる行われた「封貢」か「戦守」かの論議については、小野和子、前掲「明日和平交渉における政争」一二六―一二七頁、および一三四頁、参照。

(41) この時期、梁銓が山西道監察御史に就いていたことは、何出光等『蘭臺法鑒録』卷二〇、万曆朝、梁銓の項に、字衡叔、浙江仁和県人。万曆十一年、進士。二十一年、由金壇知県、選山西道御史。二十二年、巡視光祿。と見える。

(42) 万曆二十二年（二五九四）五月下旬に王錫爵が辞任した後、次輔の地位に在った張位が〈封貢問題〉の議論のなかに登場すること

万曆封倭考（その一）

は稀であるが、『皇明經世文編』巻四〇八、所収の『張洪陽文集』掲帖、「論東倭事情掲帖」には、臣窃計、馭倭有三策。一曰戰、二曰守、三曰市。請言三策之利害焉。

とあり、さらに「市」について、

惟有此一策也。既順夷情、又免海患。行之若久、永保安靜。不猶愈於徵兵費餉、処処防禦之勞、無已時乎。

とあるように、日本に対して「市」をも容認するという点から見て、『朝鮮王朝宣祖實錄』の当該記事が述べるように、張位は明らかに「封貢」派であったといえよう。

(43) 諸龍光疑獄事件については、すでに「前稿」二三―二四頁において、若干の指摘を行った。

(44) 劉黃裳については、後掲の史料でその肩書が「贊画」とされているが、おそらくは経略宋応昌の幕下にいた公式のブレイン的存在であったと思われる。『朝鮮王朝宣祖實錄』巻五〇、宣祖二十七年（一五九四）四月壬申（二十四日）条に、沈忠謙の言として、

曩者経略同来者、多是宋家門客。如艾主事為人、人所難堪。劉黃裳則少為俠客、晚來操志、学書登科云。と見える。なお、贊画については、「前稿」四六頁、註（73）、参照。

(45) 『朝鮮王朝宣祖實錄』巻四八、宣祖二十七年（一五九四）二月丙辰（七日）条に、

上幸南別宮、要接天將威總兵金・胡参將沚。總兵曰、……とあり、威金は当時、總兵官であったと思われる。

(46) 「立枷」については、仁井田陞『中国法制史研究』〈刑法〉、東京大学出版会、一九五四年、六四三―六四四頁、参照。

(47) 以上の劉芳譽の上奏については、「前稿」二三―二四頁、参照。

(48) 「年例」については、城井隆志『万曆二十年代の吏部と党争』『九州大学東洋史論集』一三号、一九八四年、六一頁、参照。

(49) 王錫爵の引退については、註（36）参照。

(50) 「前稿」二二―二七頁、参照。また、許孚遠が派遣した史世用・許豫等による日本でのスパイ活動については、松浦章、前掲「明代海商と秀吉」「入寇大明」の情報」および増田勝機「内之浦来航の唐船（明船）」同『薩摩にいた明国人』高城書房、一九九九年、所収（原載『鹿児島短期大学研究紀要』四五号、一九九〇年、参照）。

(51) 「前稿」二二頁、および三八頁、註（8）、参照。

(52) 「前稿」二八一—二九頁。

(53) 「前稿」二九頁において、韓取善の上奏を五月十二日のこととしたが、明らかに七日の誤りであり、ここに訂正しておきたい。

(54) ここで石星が述べる顧養謙の上請については、それを特定することはできないが、或いは、『朝鮮王朝宣祖実録』所載の同年九月十五日附の石星「具題」に「五月内」とされる顧養謙の掲帖（「為塘報倭情事」）のなかに「請罷封貢」に類する事柄が記されていたのかも知れない。

(55) 談遷の『国榷』では、巻七六、万曆二十二（一五九四）六月癸亥（十六日）条に、
経略遼東顧養謙、薦孫鑠自代。許之。

とあり、また、同、七月庚辰（四日）条には、実録の記事と同様に、

兵部左侍郎孫鑠、兼右僉都御史、總督薊遼軍務。召顧養謙回部。

と書かれている。前者の日附の問題はさておいて、談遷は孫鑠の経略および總督への任命の間にタイム・ラグが存在することを正しく認識していたといえよう。

(56) 錢一本『万曆邸鈔』万曆二十二年甲午卷、夏四月条の關係記事全体を提示しておく。

(A) 百官集東閣、議封倭。(B) 詔罷之。

(1) 兵部石星題、略言、一意罷款、兩言可決。但三明旨許封、豈宜失信。況督臣有言。若不与封、則小西飛無詞以復行長、行長無詞以復関白。此其說誠為有據。誠如礼臣羅万化之疏、則何患無詞。蓋其疏曰、宜降勅一道、就令小西飛齎回。大略謂、封已許定、斷不在疑。但釜山非封命所出之途、留兵非叩關乞封之礼。且表文要約未明、難以遽受。宜即歸諭関白、更具表文、備開釜山之倭、尽數撤回、永不侵犯朝廷、亦無分外要求貢市、誓為天朝不侵不叛之臣。簡差正副使、用紅船一隻・從人若干、齎表并賜勅書、從寧波旧道、附關乞款、訳審無詐、朝廷亦選正副使、仍從旧道、偕往冊封。果能聽命受約、則其誠立見、如猶遲回推托、則其詐亦立見。斯謂長慮却顧、得馭夷之体。有旨、朝廷降勅、事体重大、且未可輕擬。還行与顧養謙、一面諭令倭衆歸巢、一面將倭使齎來表文、驗其真正与否。如果倭情真心帰化、表文是実、即与奏請、候旨処分。

(II) 星又言無端大獄將起等事。御史唐一鵬、為恭報賊臣朋奸禍国等事。下九卿・科道會議。臣若避忌不言、激起奇禍、奸惡得志、勞臣離心。隱忍緘墨之罪、死不足贖。大略辨和親之說之為誣。然亦有因、非如諸龍光所奏。頃拋顧養謙致京中書云、倭于平壤敗後、

万曆封倭考（その二）

而求封貢。曾向沈惟敬云、彼国有天皇女、欲獻当今。忌功將領、即乘此播伝京師、以激人怒、而致其事。其書大抵由此、而実非惟敬所說也。今則影響俱絶矣。若又如御史所奏、真足伝笑四方、遺議万世。臣乃既不発覺、又為掩飾。有人心知自愛者不為、而臣肯如是乎。夫緣一市井無賴之子、妄持大將之短、以修其怨。而令臣等九列大臣、低首闕口、而与之對。臣寧死不願与議、且既知必無矣。何苦必令逼假成真、為盛代增汚事、為奸細快報復。有旨罷議、逮諸龍光、鎮撫司問。

(Ⅲ)福建巡按劉芳譽題、偵探倭情有拠等事。拠商人許豫等探称、関白名平秀吉、令各処造缸隻千餘、大船長九丈・濶三丈、用櫓八十枝、中船長七丈・濶二丈五尺、用櫓六十枝。豫訪諸倭、皆云、候遊擊將軍、和婚不成、即乱入大明等処、云々。

(Ⅳ)已而葡遠總督顧養謙題、九卿・科道之議、大都止絶封貢。臣当局而迷、諸臣旁觀而清。又刑部侍郎孫鑣所籌画、及先後遺臣書、言之甚辨、断之甚勇。臣憊然自失、請罷免。有旨、覽奏。這封貢都着罷了。本内既薦孫鑣才望可任、就着前去経略、專一料理倭事。なお、(Ⅲ)については、許孚遠『敬和堂集』へ無闕稿、「請計処倭首疏」に、

延至今年正月式拾肆日、豫始得回、携帶同伴商人鄭龍・吳鸞、及先年被虜温州瑞安人張昂、……逐一呈報。……一、関白令各処新造船隻千餘、大船長玖丈・闊叁丈、用櫓捌拾枝、中船長柒丈・闊式丈伍尺、用櫓陸拾枝。豫訪諸倭、皆云、候遊擊將軍、和婚不成、欲乱入大明等処。
とある。

〔附記〕 本稿は、二〇〇一年七月四日の京都大学人文科学研究所「中国近世社会の秩序形成」班研究会、および同年九月二十六日の第十八回四国東洋学研究者会議における口頭報告に基づき、その一部を文章化したものである。両日、参会された方々から貴重な御教示・御意見を頂戴した。ここに謝意を表する次第である。なお、本稿は、平成十二・十四年度高知大学二十一世紀プロジェクト「前近代の環シナ海世界における交流とネットワークに関する史的研究」による研究成果の一部である。